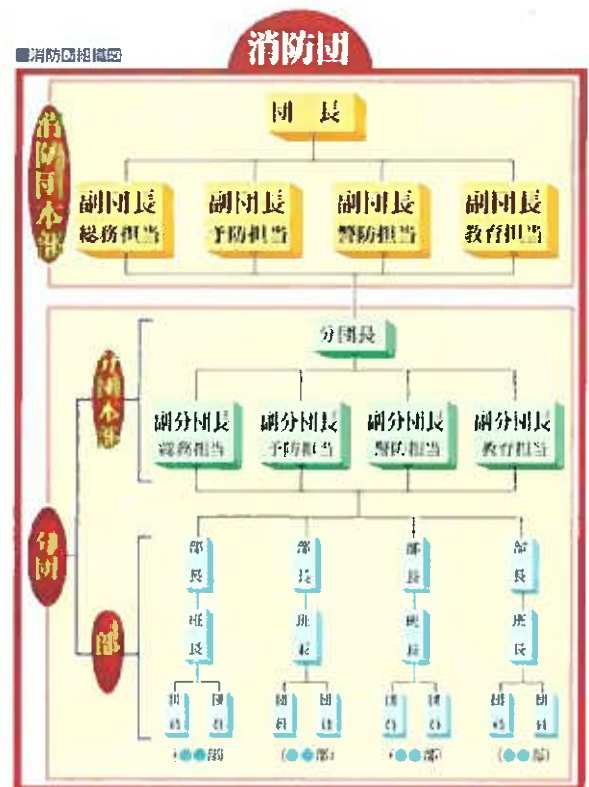




平常時の活動

地域の防火・防災リーダーとして、自主防災組織など地域住民の災害対応力を向上させるために指導や訓練を行うとともに、地域の訪問防火指導や巡回パトロール等を実施し、火災予防の推進活動を行っています。



京都市消防出初式における放水訓練



秋の火災予防運動における予防広報活動

災害時の活動

■ 火災現場活動

火災現場活動では、警戒区域の設定と群集整理、人命救助と避難誘導、物件の搬出と保護、飛び火の警戒、消火活動の支援、鎮火後の警戒などを行います。また、火災の状況により、配置器材を活用した消火活動を行って早期鎮圧を図り、消防隊到着後は協力して一体的な活動を行います。

■ 震災その他の非常災害時の活動

阪神・淡路大震災を契機に市内の全消防団に配置した小型動力ポンプや救助器材などの装備を活用して、震災その他の大規模な災害時に消火活動や救助活動のほか、住民の避難誘導などを行います。

京都市消防団総合査閲

各消防団から選抜された 11 分団が一堂に会し、消防団員として必要な規律を身に付ける礼式訓練及び小型動力ポンプを使用した消防訓練の披露を通じて、消防団の結束力及び災害対応力の更なる向上を目指します。



消防団充実強化のための取組

全国的に消防団員は減少しており、地域における防災活動の担い手を十分に確保することが困難となっていることから、平成25年12月、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が制定されました。

消防団は、地域防災力の中核として欠くことのできない存在であり、国及び地方公共団体は消防団の強化及び加入を促進するため、必要な措置を講ずることとされていることから、京都市においても消防団員の確保、消防団の活性化等に積極的に取り組んでいます。



消防団充実強化実行チームによる企画会議

■ 消防団充実強化実行チームの活動

平成25年度に開催した35歳以下の若手消防団員が今後の消防団について議論する「消防団100人委員会U-35」における意見を具体化するため、

平成26年4月に有志の消防団員67名が集まり、「消防団充実強化実行チーム」を結成しました。

同委員会でも多く意見が出された「広報」、「交流」、「教育」に関するテーマごとに各チームに分かれ、消防団員が様々なプロジェクトを企画立案し、実現に向けて取り組んでいます。



消防団活動紹介パンフレット

● 広報

- ・ フェイスブックページ「おこしやす消防団」の開設、運営
- ・ 入団促進活動
- ・ 消防団紹介リーフレットの作成
- ・ 消防団活動紹介パンフレットの作成

● 交流

- ・ 消防団フェスタの開催

第1回	平成26年11月30日	梅小路公園
第2回	平成27年11月29日	梅小路公園
第3回	平成28年11月27日	岡崎公園
第4回	平成29年11月26日	梅小路公園
第5回	平成30年11月25日	梅小路公園



第5回京都市消防団フェスタ

- ・ 消防団事例発表会「集まれ、団員のWA」の開催（平成29年2月18日）

● 教育

- ・ 消防団員教育用ホームページへ掲載する動画の作成
(小型動力ポンプ操法実施要領の詳細版、応急手当)
- ・ 応急手当の出前教養の実施
- ・ 女性及び学生消防団員意見交換会の開催

■ 消防団防災ハイスクール

平成 23 年度から高校生を対象に実施していた「消防団一日体験入団プログラム」を、参加者の増加を図るために刷新し、平成 27 年度から消防団員が地元の高校生に、消防団活動の説明や放水訓練指導等を行い、消防団活動への理解を深めてもらうとともに、消防団への入団促進を図る取組です。



消防団防災ハイスクールにおける放水訓練

■ 学生消防団活動認証制度

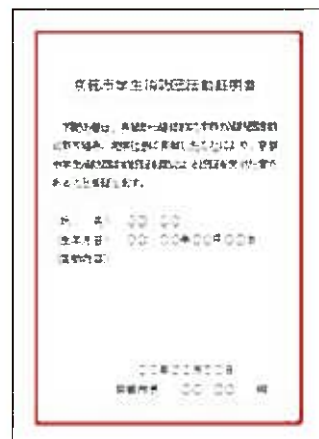
平成 27 年度から、大学等に通学しながら消防団活動に取り組み、地域社会に貢献した学生の功績を認証する「京都市学生消防団活動認証制度」を開始しました。認証を受けた学生には、企業等に提出するための「京都市学生消防団活動証明書」を交付し、就職活動を支援しています。

平成 31 年 4 月現在、66 名の学生を認証しています。

【認証対象者】

次のいずれかに該当している方が対象です。

- ・ 本市の消防団員で、大学等の在学中に本市の消防団員として 1 年以上勤務し、真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、地域社会に貢献した大学生等
- ・ 消防団長が、大学等の在学中における本市の消防団員としての活動について、特に優れた功績があると認めた大学生等



京都市学生消防団活動証明書

■ 京都市消防団協力事業所表示制度

平成 26 年 10 月から事業所の消防団活動への協力を促進し、消防団員の確保を図ることを目的として、「京都市消防団協力事業所表示制度」を開始しました。

平成 31 年 4 月現在で 99 事業所を認定しています。

【認定要件】

消防関係法令上の違反がなく、次の要件のいずれかに適合すること。

- ・ 2 名以上の従業員が消防団に入団しており、かつ、消防団活動に配慮している事業所等
- ・ 事業所等の資機材等を活用する機能別分団に従業員が入団している事業所等
- ・ その他市長が特に消防団活動に協力していると認める事業所等



京都市消防団
協力事業所表示証

消防団の装備品

■ 一般装備品

警 戒 ロ ー プ	携 帯 ラ イ ト ※一部 LED タイプ	安 全 ベ ス ト	現場保存用小型テント
警 戒 テ ー プ	ワイヤレスアンブー式	分団旗（一式）	キャンプライト
電 気 メ ガ ホ ン	トランシーバー	高 張 提 灯	救 命 胴 衣
デジタル無線受令機	は し ご	懸 垂 幕	AED収納ボックス
自動体外式除細動器 （AED）	携 帯 無 線 機	ベルト付水筒	手 回 し 充 電 ラジオ付ライト
	投 光 器 一 式	携 帯 な た	ス コ ッ プ



■ 消火活動用装備品

小型動力ポンプ一式	消 火 栓 キ ー	と び 口	ホ ー ス バ ッ ク
ホ ー ス	防火水槽開閉金具	組 立 式 水 槽	台 車
管そう・ノズル	50ミリホース	燃 料 携 行 缶	ホースバンテージ



■ 救助・救護活動用装備品

救 護 用 テ ン ト	ジ ャ ッ キ	ワイヤーカッター	担 架
手 斧 (大, 小)	ハ ン マ ー	つ る は し	点 滅 式 ラ イ ト
可 搬 式 ウ イ ン チ	パ ー ル	ス コ ッ プ (平, 剣)	可 搬 式 散 水 装 置
二 っ 折 れ は し ご	の こ ぎ り	救 命 ロ ー プ	防 水 シ ー ト
折り畳み式リヤカー		フローティングロープ	救 命 浮 環



京都市消防団の歴史

昭和 23 年 3 月 7 日	京都市消防局発足 (4 課 1 校 6 消防署体制)
昭和 23 年 6 月 1 日	京都市消防団条例制定、公布 (警防団から順次消防団に移行準備)
昭和 23 年 8 月 17 日	京都市の消防団結成(結成式典 中京区明倫小学校) (上, 北野, 加茂, 下, 八坂, 深草各消防団 6 消防団 146 分団定員 3,940 人で発足)
昭和 24 年 4 月 1 日	愛宕郡 8 箇所(雲ヶ畑, 岩倉, 八瀬, 大原, 静市野, 鞍馬, 花背, 久多各村), 京都市に編入 (6 消防団 154 分団定員 4,480 人)
昭和 24 年 4 月 1 日	中京消防団が発足ー1 行政区 1 消防団制の確立 (7 消防団 157 分団定員 4,480 人)
昭和 26 年 3 月 1 日	乙訓郡 3 箇所村(久我, 羽東師, 大枝各村), 京都市に編入 (7 消防団 158 分団定員 4,805 人)
昭和 30 年 9 月 1 日	行政区の分割に伴い, 北消防団, 南消防団発足 (9 消防団 159 分団定員 4,805 人)
昭和 32 年 4 月 1 日	京都市消防団指導要綱の制定 (常備消防の充実と無火災都市建設のため, 消防団の体制を災害現場活動を中心とした体制から, 市内を甲, 乙, 丙の 3 地域に区分し, 消防事象に即応した予防活動, 災害現場活動両面に対応できる体制へ移行しました。特に市街地の消防団の活動については, 主として自主防火体制の充実など火災予防の推進活動等を中心に市民の指導を行うとともに, 災害現場において警戒区域の設定, 群衆整理, 人命救助など支援活動を行うこととしました。これに伴い, 市街地の消防団に配置していたポンプを山間部等の消防団に配置換えしました。)
	久世郡淀町, 北桑田郡京北町広河原地区, 京都市に編入 (9 消防団 162 分団定員 4,945 人)
昭和 34 年 11 月 1 日	乙訓郡久世村, 大原野村, 京都市に編入 (9 消防団 164 分団定員 5,085 人)
昭和 39 年 8 月 5 日	京都市消防団員退職報償金支給条例の制定 (消防団員の永年の労苦に報いるため, 退職報償金制度を創設し, 処遇を改善)
昭和 40 年 5 月 1 日	京都市消防団指導要綱の改正 (市内の地域区分を 2 区分(甲, 乙)へ)
昭和 41 年 7 月 7 日	消防団員数の適正化 (9 消防団 165 分団定員 4,550 人)
昭和 48 年 9 月 20 日	京都市消防団施設新築等補助金交付規則の制定 (消防団の用に供する器具庫, 詰所, ホース乾燥台の新築等に要する経費の一部を補助する制度を創設)
昭和 51 年 10 月 1 日	行政区の分割に伴い, 山科消防団, 西京消防団発足 (11 消防団 176 分団定員 4,550 人)
昭和 61 年 5 月 1 日	京都市消防カラーガード隊(きょうとファイヤーエンジェルス)誕生
平成 4 年 10 月 1 日	女性消防団員の採用開始 (5 消防団 11 分団において, 女性団員 42 人採用)

平成 7 年度～8 年度	大規模災害対策器材の配置 (阪神・淡路大震災を教訓に市内の消防団に小型動力ポンプなどの放水活動器材やウインチ、ジャッキなどの救助活動器材を配備し、大災害時の活動能力を強化)
平成 11 年度	消防団のあり方(より魅力ある消防団づくり)検討委員会の設置 (市内 11 消防団すべてに消防団の組織や活動、地域との連携等について検討する委員会を設置)
平成 12 年度	消防団活動のあり方(より魅力ある消防団づくり)検討に係る市民懇話会の実施 (各行政区から選考された市民により、地域における消防団の役割や幅広い世代から指示される消防団について検討)
平成 12 年 10 月 1 日	京都市消防団の運営指導に関する規定の制定 (甲乙の市内地域区分を廃止し、管轄区域により指定消防団を指定)
平成 17 年 4 月 1 日	北桑田郡京北町、京都市に編入 (11 消防団 204 分団定員 4,970 人)
平成 17 年 10 月 1 日	西京消防団、福西分団発足 (11 消防団 205 分団定員 4,970 人)
平成 21 年 11 月 24 日	中京消防団に機甲分団発足 (大規模な地震や土砂崩れ等が発生した場合に、重機等を活用し人命救助に特化した活動を行うために発足)
平成 22 年 3 月 19 日	すべての消防団に応急救護分団発足 (応急手当の普及啓発及び大規模な事故が発生した場合の救護等に特化した活動を行うために発足)
平成 25 年度	消防団 100 人委員会 U-35 の開催 (35 歳以下の若手消防団員が今後の消防団について議論する「消防団 100 人委員会 U-35」を開催)
平成 26 年度	消防団充実強化実行チームの結成 (「消防団 100 人委員会 U-35」における意見を具体化するため、有志の消防団員を募り結成)
平成 27 年 4 月 1 日	京都市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の改正 (任用資格の拡充、報酬制度の創設)
	京都市学生消防団活動認証制度の創設 (大学等に通学しながら消防団活動に取り組み、地域社会に貢献した学生の功績を認証する制度を創設)
平成 27 年度	京都市消防団防災ハイスクールの実施 (消防団員が地元的高等学校に出向き、消防団活動の体験を中心とした防災教育を行う取組を開始)
平成 28 年 4 月 1 日	北、山科、下京、南、右京及び西京の各消防団に機甲分団発足 (機甲分団の拡充及び災害対応力向上のため、中京機甲分団を構成していた各事業所を、その所在地を管轄する各消防団に編制替えするとともに中京機甲分団を廃止)
平成 28 年 10 月 1 日	左京消防団に機甲分団発足
平成 29 年 4 月 1 日	中京消防団に機甲分団発足
平成 29 年度	女性消防団員防火安全指導隊の創設
	本団付け消防団員の入団
平成 30 年度	京都市ジュニア消防団の発足
	伏見消防団に機甲分団発足

住宅防火の推進と火災予防の取組

住宅防火対策

消防局では、住宅火災の防止及び住宅火災による死傷者の減少を目指し、消防職員の住宅等への訪問や、町内会等を対象にした防火防災教育訓練などを通じて、市民生活の安全の確保に努めています。

■ 住宅用火災警報器の普及啓発

万一の火災に早く気づき、早く知らせるための「住宅用火災警報器」は、平成 18 年 6 月 1 日に新築住宅、平成 23 年 6 月 1 日からは既存の住宅を含む全ての住宅の寝室・階段（上階に寝室がある場合）・台所への設置が義務付けられています。

京都市消防局では、設置率 100%を目指した未設置世帯への住宅用火災警報器の普及啓発に努めるとともに、設置義務化から 10 年（交換の日安）が経過したことから、適正に設置されている住宅に対しても、定期的な作動確認や本体の交換を啓発しています。



住宅防火と住宅用火災警報器の
設置・交換促進リーフレット

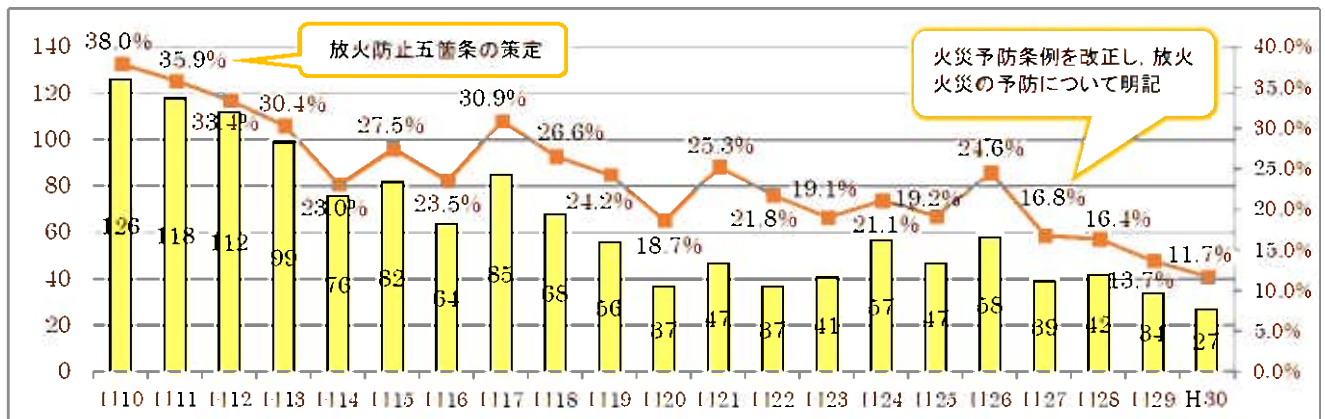
火災予防運動等

消防局では、春・秋の火災予防運動をはじめ、文化財防火運動や各種の防火運動を実施し、市民の皆様に火災の予防を呼び掛けています。

各消防署においては、関係機関や事業所等の協力を得て、防火・防災行事を開催するなど、防火意識の高揚及び防火知識の普及啓発を図っています。

火災予防運動等の名称	実施期間等
危険物安全週間	6 月第 2 週（日～土）
夏の文化財防火運動	7 月 12 日～ 7 月 18 日
秋の火災予防運動	11 月 9 日～ 11 月 15 日
年末防火運動	12 月 15 日～12 月 31 日
文化財防火運動	1 月 23 日～ 1 月 29 日
春の火災予防運動	3 月 1 日～ 3 月 7 日

放火火災対策



■ 放火防止五箇条

京都市において放火火災は昭和51年から平成27年まで40年連続で火災原因の第1位を占めていました。平成28年は、たばこ火災が第1位となりましたが、平成29年、平成30年は、再び放火火災が第1位となりました。

平成10年には、全火災の38%を占める126件の放火火災が発生したことから、翌年の平成11年には放火火災の防止のために市民が取り組む「放火防止五箇条」を策定し、実践を呼び掛けました。

その結果放火火災は連続して減少し、ピーク時の約2割まで減少するなど、大きな効果が上がりました。

放火防止五箇条

- ① 家の周りには、燃えやすい物を置かないようにしましょう。
- ② 夜間、建物の周囲や駐車場は、照明を点灯して明るくしましょう。
- ③ 空き家、物置には鍵を掛けましょう。
- ④ 車やバイクなどのボディーカバーは、燃えにくい物を使いましょう。
- ⑤ 地域ぐるみで放火防止に取り組みましょう。

■ 火災予防条例の改正

平成27年には、放火火災の更なる減少を目指し、市民が主体的に放火防止対策に取り組むこと及び放火防止五箇条を基にした具体的な実施事項を火災予防条例に新たに規定しました。

京都市火災予防条例（抜粋）

第6章の4 放火による火災の予防

第54条の13 市民は、放火による火災を防止するため、地域社会の一員として相互に協力し、放火による火災の予防に関する意識の向上を図るとともに、関係機関と連携して、放火されない環境づくりに主体的に取り組むよう努めなければならない。

2 市民は、前項の責務を果たすため、次に掲げる事項を実施するよう努めなければならない。

- (1) 屋外及び屋内のうち関係者以外の者が容易に立ち入ることができる部分に可燃物をみだりに存置しないこと。
- (2) 建築物等への侵入を防止するための措置を講じること。
- (3) 夜間に、屋外の照明を点灯することその他屋外を放火の抑止上有効な明るさに保つ措置を講じること。
- (4) 放火による火災を抑制し、又は早期に発見するための機器を設置すること。
- (5) 放火による火災の防止に係る地域における活動に積極的に参加すること。
- (6) その他放火による火災の防止に必要な措置を講じること。

屋外イベント等における露店指導の状況

平成25年8月、福知山市で開催されていた花火大会で発生した火災により、多数の死傷者が発生したことを踏まえ、京都市では火災予防条例を改正し、大規模な屋外での催しの主催者等に対し、防火担当者の選任、火災予防上必要な業務に関する計画書の作成等を義務付けるなど、露店等における防火管理体制の強化に取り組んでいます。

■ 火災予防条例の規定内容

項 目		規定内容
露店等開設の届出		祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者が集まる催し（以下「催し」という。）において、対象火気器具等 [※] を使用する露店等を開設する場合、所轄消防署長への届出義務 （※ガスコンロ、カセットコンロ、携帯発電機、石油ストーブ、ホットプレートなど）
消火器の準備		催しの実施に際して、対象火気器具等を使用する場合は、消火器を準備しなければならない。
屋外での大規模な催しにおける防火管理	指定催しの指定	消防長は、次の要件のいずれかに該当する催しで、火災発生時に重大な危害を及ぼすおそれがあると認めるものを指定催しとして指定 ①露店等の数がおおむね100以上の規模 ②指定区域（喫煙、たき火等が制限される区域）を有する文化財社寺等の敷地内で、露店等の数がおおむね50以上の規模
	指定催しの防火管理	①防火担当者の選任 ②火災予防上必要な業務に関する計画の作成及び所轄消防署長への届出（開催日の14日前まで） ③上記②の計画に基づく業務の実施
	講習受講の義務	指定催しの防火担当者及び指定催しにおいて対象火気器具等を使用する露店等を開設しようとする者に対する、火災予防上必要な講習の受講義務
罰 則		指定催しに係る火災予防上必要な業務に関する計画を届け出なかった者は、30万円以下の罰金

※下線部分は京都市独自の取組

事業所の査察・防火管理・防災管理

査察

査察は、市民の生命、身体及び財産を火災から保護することを目的として実施しており、査察員が消防法令に基づいて事業所その他の関係のある場所に立ち入り、消防対象物の位置、構造、設備及び管理の状況について、火災予防上の必要な検査や防火指導を行っています。

市内の事業所については、その規模や用途の実態に応じて第1種対象物から第3種対象物までに区分し、査察を実施しています。査察の実施により、消防法令違反や火災予防上危険と認める不備事項を発見したときは、当該事業所の関係者に対して是正するよう指導し、査察結果通知書等を発行しています。（消防法第4条）

違反是正の促進

事業所において重大な消防法令違反や著しい火災発生危険、人命危険が認められるときは、査察の実施を強化するとともに、当該事業所の管理権原者などに警告書又は命令書を発行して、違反是正の促進を図っています。

なお、措置命令等の行政処分を行った場合は、消防法の定めにより、処分を受けた事業所の利用者等が不測の損害を被ることを防ぐため、命令内容等を記載した標識の設置や消防局ホームページへの掲載などにより公示を行います。



階段や通路に避難上の支障あり



標識による公示

消防法による命令の公告

防火対象物の所在地 京都市〇〇区〇〇町〇〇番地

防火対象物の名称 パー＊＊＊（ロロビル5階）

命令を受けた者の氏名 パー＊＊＊ 店長 ××× ××

この防火対象物は、消防法に違反して、火災が発生した場合に消火、避難その他の消防の活動に支障になる物件を存置しているため、消防法第5条の3第1項の規定に基づき、平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで次のとおり命令したから公示する。

命 令 事 項

北側階段室内の4階から5階に至る部分に存置している〇〇、〇〇及び〇〇を平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分までに除去すること。

京都市〇〇消防署長

標識を設置した日

平成〇〇年〇〇月〇〇日

注 意

- 1 この標識は、消防法第5条の3第5項の規定に基づき設置した。
- 2 この標識を損壊した者は、法律により罰せられることがある。

命令に係る公示標識の例

違反公表制度

不特定多数の方や一人で避難することが困難な方が利用する建物において、消防法令で設置が義務付けられている屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が設置されていない場合、その建物の所在地、違反内容等を消防局ホームページで公表し、建物を利用される方が当該建物の防火上の安全性を確認できるようにする制度です。平成 26 年 10 月から実施しています。

(京都市火災予防条例第 61 条の 2)

防火管理

百貨店、ホテル、病院、工場等の事業所は、一旦火災が発生すると、人的・物的共に大きな被害が出るおそれがあるため、一定規模以上の事業所の管理権原者は、防火管理者を選任するとともに、防火管理者に消防計画を作成させ、当該計画に基づき防火管理上必要な業務を行わせる義務があります。

また、これらの事業所に対し、防火管理者、防火責任者等が中心となって、火災を出さないための防火管理体制や出火したときの被害を軽減するための自衛消防体制を確保するよう指導しています。

(消防法第 8 条)

防災管理

南海トラフ地震、直下型地震などの大規模地震の発生が予測される状況等を踏まえ、一定規模以上の大規模・高層建築物の消防防災体制を強化し、自衛消防力を確保することが消防法で定められています。大規模地震時には、同時多発的に火災や建物倒壊が発生するため、対象事業所に対しては、個々の施設の用途、特徴を踏まえたうえで、自らができる限りの消火活動、通報連絡、救出、救護活動に当たる自助体制の確立を図るよう指導しています。また、テロ等の災害についても、火災、地震における実施体制や要領等と共通する部分が多いことから、通報連絡や在館者の避難誘導について、対処する体制を整えるよう指導しています。

(消防法第 36 条)

自衛消防組織

一定規模以上の大規模・高層建築物の管理権原者に対し、火災、地震等の発生時における在館者の安全確保のため、事業所の従業員等により、初期消火、消防機関への通報、避難誘導等を実施するため、統括管理者を定めた自衛消防組織を置くことが消防法で定められています。自衛消防組織全体を指揮する統括管理者には、自衛消防業務講習修了者又は統括管理者として必要な学識経験を有すると認められる者を充てる必要があるほか、自衛消防組織に内部組織(班)を編成する場合には、統括管理者の直近下位の内部組織で各業務を行う要員として統括者(班長)を配置し、自衛消防業務講習を受講させる義務があります。

(消防法第 8 条の 2 の 5)

統括防火(防災)管理

高層建築物等で管理について権原が分かれているものについて、その管理権原者は建築物全体の防火管理業務を行う統括防火管理者を協議して定めることが義務付けられ、統括防火管理者は当該建築物全体の消防計画の作成、避難訓練の実施、廊下等の共有部分の管理等を行う必要があります。

また、高層建築物等のうち多数の者が出入する一定の大規模な建築物については、当該建築物全体の防災管理業務を行う統括防災管理者についても定める必要があります。(消防法第8条の2)

事務所における帰宅困難者対策の推進について

大規模災害の発生時には、通勤・通学先や観光地から自宅への帰宅が困難となる帰宅困難者が、京都市内で37万人にも上ることが想定されています。京都市の場合、帰宅困難者には観光客も多く含まれることから、各事業所においては、従業員が帰宅困難になった場合の対策をあらかじめ準備していただくとともに、観光客等で帰宅困難になった人たちも、おもてなしの心で可能な範囲で受け入れていただけるよう、「京都市事業所帰宅困難者対策指針」に基づく帰宅困難者対策の推進に取り組んでいます。

防火管理・防災管理に関する講習

該当する事業所に対しては、次の講習を受講するよう指導しています。

■ 防火管理講習

防火対象物の防火管理業務を適切に遂行することができるように、一定規模の防火対象物には、事業所の規模に応じ甲種又は乙種の防火管理者を選任することとされており、この資格を付与するため、対象となる方が防火管理に関する必要な知識及び技能を修得するための講習です。

また、甲種防火管理講習には再講習制度があり、高度な防火管理を必要とする比較的大規模な防火対象物の防火管理者に対して、5年ごとに受講が義務付けられています。

■ 防災管理講習

防火対象物の防災管理業務を適切に遂行することができるように、一定規模以上の大規模・高層建築物には、防災管理者を選任することとされており、この資格を付与するため、対象となる方が防災管理に関する必要な知識及び技能を修得するための講習です。防災管理講習には、再講習制度があり、前回の講習終了日から5年ごとに受講が義務付けられています。

■ 自衛消防業務講習

一定規模以上の大規模・高層建築物には、火災、地震等の発生時における在館者の安全確保のため、事業所の従業員等により、初期消火、消防機関への通報、避難誘導等を実施するため、自衛消防組織の設置が義務付けられており、当該組織を指揮する統括管理者に対して、自衛消防組織の業務に関する知識及び技能を修得させるための講習です。自衛消防業務講習には再講習制度があり、前回の講習修了日から5年ごとに受講が義務付けられています。

■ 防火・防災受託法人等教育担当者講習

防火・防災管理業務の受託を業としている法人等の教育担当者が、教育に必要となる防火・防災管理上必要な知識、技能を習得するための講習です。

自衛消防連絡組織

消防計画に基づいて設置されている自衛消防隊の充実を図るため、各行政区で自衛消防連絡組織が設けられています。各連絡組織において研修会や訓練を実施し、自衛消防隊の活動に関する知識及び消火、通報、避難等の技能の向上を図っています。さらに、これらの連絡組織の調整と統一を図るために「京都市自衛消防隊連絡協議会」が設置されています。本協議会では、自衛消防活動の研究会や訓練大会などを実施して全市的な自衛消防体制の充実を図っています。

防火対象物の点検報告制度

■ 防火対象物定期点検報告制度及び特例認定制度

一定規模、用途の事業所で、火災発生時に人命危険の高い事業所の管理権原者に対して、火災の予防に関する専門的知識を有する者（防火対象物点検資格者）に、火災の予防上必要な事項について定期的（1年に1回）に点検させ、消防署長へ報告する防火対象物定期点検報告制度を実施しています。

また、防火対象物定期点検報告制度の対象となる事業所からの申請により、消防署長が一定期間、消防法令違反がない等、防火上優良であると認めた場合、3年間、点検及び報告義務を免除する特例認定制度が設けられています。

なお、点検の結果が点検基準に適合しているものや特例認定制度により防火上優良であると認定された事業所では、それぞれ「防火基準点検済証」や「防火優良認定証」を自ら表示することができます。（消防法第8条の2の2及び2の3）



防火基準点検済証



防火優良認定証

■ 防災管理点検報告制度及び特例認定制度

平成21年6月1日施行の消防法の一部改正に伴い、防災管理が義務となる防火対象物の管理権原者に対して、防災管理に関する専門知識を有する者（防災管理点検資格者）に、防災管理上必要な業務等について定期的（1年に1回）に点検させ、消防署長へ報告する制度が創設されました。

また、防火対象物定期点検報告制度と同様に、防災管理点検報告制度の対象となる事業所からの申請により、消防署長が一定期間、消防法令違反がない等、防災管理上優良であると認めた場合、3年間、防災管理点検報告制度に係る点検報告義務を免除する特例認定制度が設けられています。（平成21年6月1日から適用）

なお、点検の結果が点検基準に適合しているものや特例認定制度により防災管理上優良であると認定される事業所では、それぞれ「防災基準点検済証」や「防災優良認定証」を自ら表示することができます。

ただし、防火対象物点検・防災管理点検の両方が義務となる防火対象物は、両方の表示の要件を満たしている場合にのみ、その旨を表示することができます。



防災基準点検済証



防火・防災基準点検済証



防災優良認定証



防火・防災優良認定証

（消防法第36条）

宿泊施設に対する防火対策

近年、日本を訪れる外国人が増え、京都市においても宿泊施設が増加しています。

また、平成30年には住宅宿泊事業法が施行され、旅館業法に基づく許可を受けた宿泊施設に加え、一定の基準を満たせば、住宅においても宿泊事業を行うことができるようになりました。

消防局では引き続き、市民の皆様や観光客の更なる安全の確保に取り組めます。

■ 多数の犠牲者を出した宿泊施設の火災を契機として創設された防火対策

● 消防法令適合通知制度

昭和30年代から50年代にかけて、磐梯熱海温泉磐光ホテル火災、川治プリンスホテル火災、ホテルニュージャパン火災など、宿泊施設における火災が相次いで発生しました。これらの火災は、消防用設備の維持管理上の不備や従業員の防火意識の低さなどから、初期消火や119番通報が遅れるなど、ハードとソフトの両面に問題があり、多くの犠牲者を出す大惨事となりました。



これらの事案を教訓に、昭和56年には国において関係省庁が協議し「旅館ホテル防火安全対策連絡協議会」における了解事項が取りまとめられ、旅館業法に基づく営業の許可手続の際、当該施設が消防法令に適合していることを確認した書類（消防法令適合通知書）の提出が必要とされました。この制度により、宿泊施設が営業を開始する前に、消防機関が防火の安全性を確認する取組が全国的に開始され、現在も継続しています。

■ 防火基準適合表示制度

平成24年5月に発生した福山市のホテル火災を契機に総務省消防庁に設置された「予防行政の在り方に関する検討会（ホテル火災対策検討部会）」において、消防法及び建築構造や防火区画、避難施設などの建築基準法上の防火の規定等が審査されました。この中で、消防機関が以前交付していた旧「適マーク制度（※）」が再評価され、防火の基準に適合していると認められた優良な宿泊施設に対し、マークを交付する「防火基準適合表示制度」が全国的にスタートしました。



（銀の表示マーク）（金の表示マーク）

京都市では、平成26年度から旅館・ホテル等の関係者の申請に基づいて消防機関が審査を実施し、消防法令及び防火上重要な建築構造等について基準に適合していると認められた建物に対し「表示マーク」を交付する制度が発足しました。現在、京都市消防局のホームページでは、宿泊者に対する安全情報として、表示マークを交付した宿泊施設を公開しています。

表示マーク交付対象物数

金マーク	122
銀マーク	29

（平成31年4月1日現在）

※ 旧「適マーク」による表示制度

昭和56年、宿泊施設関係者の防火に対する意識の向上及び防火管理業務の適正化を促すとともに、安全な宿泊施設であるという情報を広く市民に公開するため、全国的に「適マーク制度」が開始されました。

利用者への安全情報の提供を目的としたこの制度は、現在の防火基準適合表示制度のベースとなるもので、当時から消防法のみならず建築基準法上の防火に関する重要な事項（建築構造、避難施設等）についても審査しており、宿泊施設内に適マークを掲示することにより、安全性をアピールしていました。

平成14年の消防法改正により、「防火対象物定期点検報告制度」が創設されたことから、この表示制度は発展的に解消されました。

■ 小規模宿泊施設（いわゆる民泊）に対する防火指導

近年、多様化する宿泊ニーズなどの社会情勢の変化や、観光客に対する宿泊施設の不足等に伴い、平成29年6月16日に「住宅宿泊事業法」が公布されました。

以前は、宿泊施設を営むためには「旅館業法」の許可が必要であり、開設場所等に制限がありましたが、この「住宅宿泊事業法」による宿泊施設では、営業日数に制限はあるものの、今まで開設できなかった住居専用地域でも宿泊事業が可能となりました。

この全国一律の規制・基準である法律に加え、京都市民の生活環境に影響を及ぼす迷惑行為等の防止や、市民と観光客の安心安全の確保等を含めた京都市独自のルール「京都市住宅宿泊事業の適切な運営を確保するための措置に関する条例」が、平成30年3月6日に公布されました。

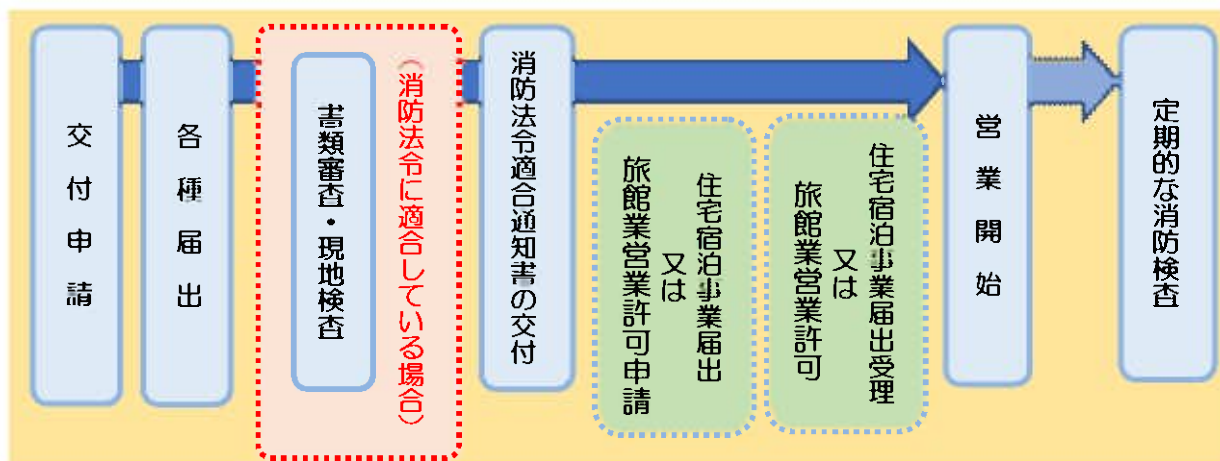
この住宅宿泊事業を営む施設に関しては、消防法上、旅館業法に基づき許可を受けた宿泊施設と同じ規制を受けます。

京都市消防局では、住宅宿泊事業を営む宿泊施設に対して「消防法令適合通知書」を発行しています。

また、運営開始後においても必要に応じて立入検査を行い、防火に関する安全性を確認することで、宿泊者に加え、近隣の市民の皆様様の安心安全の確保に取り組んでいます。



（宿泊施設の査察の様子）



文化財防火の推進

京都市内には、世界文化遺産をはじめ、国宝、重要文化財、重要伝統的建造物群保存地区等、数多くの文化財があり、これらを火災等の災害から守るため、様々な文化財の防火・防災対策に取り組んでいます。

京都市内の文化財

■ 特定文化財対象物

特定文化財対象物とは、国・府・市が指定・登録した貴重な建造物等について消防局長が指定したもので、区分に応じ必要な防火指導を行っています。現在1,053件の社寺等を指定しています。

区 分	指 定 対 象	指 定 件 数 (平成31年4月1日現在)
1号対象物	世界文化遺産対象物	14件
2号対象物	国、府、市が指定した文化財建造物等	193件
3号対象物	国、府、市が指定した美術工芸品が所在する防火対象物	287件
4号対象物	国、府、市の登録文化財が所在する防火対象物、その他局長が必要と認める防火対象物	559件

■ 世界遺産「古都京都の文化財」(京都市内分)

賀茂別当神社(上賀茂神社)、賀茂御祖神社(下鴨神社)、教王護国寺(東寺)、清水寺、醍醐寺、仁和寺、高山寺、西芳寺(苔寺)、天龍寺、鹿苑寺(金閣寺)、慈照寺(銀閣寺)、龍安寺、本願寺(西本願寺)、二条城 <14社寺城>

世界文化遺産の関係者に対し、自主防火管理体制の強化及び防災施設の整備拡充について指導するとともに、世界文化遺産の周辺地域の住民に対しても、重点的に防火指導を行っています。

■ 重要伝統的建造物群保存地区

産寧坂、祇園新橋、嵯峨鳥居本、上賀茂 <4地区>

歴史的な町並みを保存するため、保存地区の住民や各関係機関と連携し、自主防火体制の確立や防災施設の整備拡充について指導を行っています。

文化財の防火防災対策

■ 自主防火管理の徹底

社寺の境内等の巡回点検、夜間の閉門、火気使用設備・器具の点検など、出火及び放火防止対策を徹底するよう指導しています。

● 防火管理者の選任(京都市火災予防条例第54条の5)

文化財建造物(指定建造物)の管理権原者に対し、収容人員の多少に関わらず防火管理者を選任し、消防計画の作成等の防火管理業務を行わせるよう指導しています。

● 美術工芸品等の防火管理(京都市火災予防条例第54条の6)

美術工芸品等(指定美術工芸品)の管理権原者に対し、火災発生時の搬出計画の作成や消火器の設置等、火災予防上必要な措置を講じるよう指導しています。

● 幕・カーテン等の防災処理(京都市火災予防条例第54条の7)

文化財建造物で使用されている美術工芸品等以外の可燃性の幕・カーテン等に防災処理を施すよう指導し、火災の拡大防止を図っています。

● 文化財公開時の防火管理の徹底（京都市火災予防条例第54条の9）

展覧会等を開催し、美術工芸品等の文化財を公開する場合は、火災が発生した際の搬出計画の作成、禁煙・喫煙場所の設定、消火器の設置など、火災予防上必要な措置を講じるよう指導しています。

● 自衛消防体制づくり

万一の火災発生時に初期消火、119番通報、文化財の搬出、避難誘導等の一連の活動を迅速、確実、安全に行うことができるよう自衛消防体制の強化を図っています。

● 防災設備の設置・維持

社寺等の実態に応じて、総合的な防災施設の整備拡充、防災施設や通報体制の自動化、日常点検の実施等について指導を行っています。

文化財防災施設



● 届出に対する防火指導

美術工芸品の公開、文化財建造物の改修、防災施設の設置等について京都市火災予防条例による届出があった場合、防火指導を行い、必要な場合は立入検査を行っています。

■ 喫煙・たき火等の制限（京都市火災予防条例第54条の4）

文化財建造物又は文化財が所在する建造物の内部や周囲等における「喫煙又はたき火等の裸火の使用」を制限し、出火防止の徹底を図っています。平成31年4月1日現在、京都市では国宝・重要文化財を有する299社寺等に対して518箇所を禁止区域に指定しており、この区域には、喫煙・たき火を禁止する旨の制札を掲げて広く市民や観光客等に周知と徹底を図っています。



屋外用制札。

■ 京都文化財防災対策連絡会

京都大阪森林管理事務所、京都府文化財保護課、京都府文教課、京都府災害対策課、京都府警察本部生活安全企画課、京都市文化財保護課、京都市景観政策課、(公財)京都文化財団、(公財)京都市文化観光資源保護財団、(公財)京都古文化保存協会、京都国立博物館及び京都市消防局の12機関で「京都文化財防災対策連絡会」を結成し、各機関相互の連絡・調整を図りながら、文化財の防火防災の諸問題に対処しています。

■ 伝統行事等に対する防火指導

伝統行事等の関係者に対し、火災予防措置や自主警備の強化等について指導するとともに、祇園祭等の大規模な伝統行事に対しては、消防整備計画を樹立し、万一来備えています。

■ 文化財の搬出に要する文化財セーフティカード等

市内には、建造物はもとより、仏像等の美術工芸品についても、国宝や重要文化財に指定されたものが多数あります。文化財社寺において火災が発生したとき、文化的価値のある仏像等の状況を素早く把握し、搬出するため、仏像等の文化財区分、保管場所、構造、搬出人員などの情報を示した文化財セーフティカード等を作成し、文化財社寺関係者と消防隊等で情報を共有しています。

文化財を災害から守るまちづくり・ひとづくり

京都市消防局では、文化財を火災等の災害から守るため、様々な防火・防災対策に取り組んでいます。ここでは、その中でも全国で類を見ない、『ひとづくり』の取組として「文化財防災マイスターの養成」及び「文化財市民レスキュー体制の確立・育成」の2事業と、『まちづくり』の取組として、東山区清水・弥栄地域における「文化財とその周辺を守る防災水利整備事業」等を紹介します。

■ 文化財防災マイスター

● 概要

文化財社寺等は、広大な敷地を有し、参拝者や観光客等が多い反面、社寺等の関係者は少数であるため、いつ発生するか分からない災害に対して、初動対応の可能な人を養成する必要があります。

このため、文化財愛護の精神が高く、日頃から文化財社寺等を訪れる機会が多い観光ガイド等を対象に、平成22年度から消火訓練や救急訓練を含めた講習を実施しています。講習修了者には修了証、応急手当用資器材を配付し、防火・防災の知識を身に着けた「文化財防災マイスター」として、普段の観光等の仕事をしていただきながら、文化財社寺等の参拝者や観光客の安心安全及び文化財の保護に協力をいただいています。

● 研修

研修対象者	観光ボランティアガイド、観光タクシー運転手、観光バスガイド等	
実施場所	京都市市民防災センター	
研修内容 (6時間)	救急講習 (3時間)	AEDの使用法を含めた心肺蘇生法を中心とした応急手当の講習 (普通救命講習)
	防火講習 及び訓練 (3時間)	災害発生時の初動活動や文化財防火に関する講義 社寺に設置の防災施設の使用方法等



自動火災報知設備等取扱指導



放水訓練



普通救命講習

■ 文化財市民レスキュー体制の構築・育成

● 体制の構築

「文化財市民レスキュー体制」とは、京都市消防局が従前から進めてきた「文化財の関係者と地域の住民とが相互に協力して、文化財を火災から守る体制」をもとに、具体的な行動計画を策定して体制の整備を図るもので、文化財保護法制定50周年の節目であった平成12年度から推進している事業です。

国宝や重要文化財等の建造物や美術工芸品等を有する社寺等のうち、個別の防火管理の状況、災害時における活動体制等の調査の結果、地域住民等による協力が必要と認められたものにおいて、社寺等の関係者と地域住民の話し合いにより、平常時の火災予防や災害発生時に、より迅速な消火・通報・文化財搬出等の初動活動を実施できる「文化財市民レスキュー体制」が、市内238箇所の社寺等で構築されています。



文化財市民レスキュー訓練（光福寺）

● 育成指導

確立されたレスキュー体制には、活動に必要な器材を配分し、文化財の搬出訓練、放水訓練、災害図上訓練（DIG）など、自主的かつ自立的な活動を支援するとともに、消防隊等との合同訓練や研修等を行い、より確実な体制づくりに取り組んでいます。

● 活動

災 害 発 生 時 の 活 動	平 常 時 の 活 動
火災の発見と出火場所の確認	・ 普 段 の 備 え - 連 絡 体 制 の 確 認 - 防 災 施 設 の 取 扱 方 法 の 確 認 - 火 災 予 防 の 話 合 い - 災 害 時 に お け る 相 互 応 援 の 検 討
召 集 と 応 召	
1 1 9 番 通 報	
初 期 消 火	
搬 出 活 動	・ 火 災 の 警 戒 - 祭 礼 等 の 警 戒 - 敷 地 内 の 巡 回
避 難 誘 導	
情 報 伝 達	
応 急 救 護 活 動	



■ 文化財とその周辺を守る防災水利整備事業

京都市内の貴重な文化財を地震による大火から守るために、大容量の耐震型防火水槽や市民が容易に利用できる消火栓の整備などを柱とする「文化財とその周辺を守る防災水利整備事業」を平成18年度から東山区清水地域の産寧坂伝統的建造物群保存地区及びその周辺で展開しました。平成23年度末には1,500 m³級耐震型防火水槽(2基)、送水用動力ポンプ、配水管(2,060m)、市民用消火栓(43基)、消防隊用消火栓(20基)、延焼危険の高い文化財への延焼を防止する「文化財延焼防止放水システム」等の整備が完了し、運用を開始しました。

また、平成22年度には、文化財と地域を守る「東山区清水・弥栄防災水利ネットワーク」が結成され、年1回一斉放水訓練を実施し、有効に活用できる地域住民を育成するとともに地域の絆を強固にし、地域防災力の向上を目指しています。

● 整備内容（平成18年度～平成22年度）

1,500 m ³ 級耐震型防火水槽	特 徴	・25mプール5個分に相当する水量を備えた全国最大規模の防火水槽 ・縦41m×横14m×深3.5m、2基設置
	設置場所	・東山区下河原町高台寺公園地下 ・東山区清閑寺下山町清水寺子安塔西側地下
送水用動力ポンプ庫	特 徴	・ポンプ能力 最大6,000ℓ/分 ・配水管の水圧を一定に保つため、管内の減圧を感知し自動制御する機能を有する。自家発電設備があり、停電時でも連続6時間稼働が可能
	設置場所	・東山区下河原町高台寺公園内
ポリエチレン製配水管	特 徴	・従来の配水管より優れた耐震性能を備え、近年発生した大地震で被害が極めて少ない実績を持つ。 ・2,060m敷設されている。
	設置場所	・一年坂、二年坂、産寧坂、八坂通、松原通(清水坂)、高台寺南門通、下河原通など
消 火 設 備	市民用消火栓	・43基設置 ・ホース(30m)の延長が容易で、放水操作を手元で簡単にできる。
	消防隊用消火栓	・19基設置 ・地下式
防災器材の配備		・防災意識及び防災能力の向上を図るため、ヘルメット、レスキューセット、テント等の防災器材を地域に配備



杉材を使用し、景観に配慮した市民用消火栓



地域に配備した防災器材



景観に配慮した送水用動力ポンプ庫



公園の地下に整備した耐震型防火水槽

文化財とその周辺を守る防災水利整備事業の概要



大容量の防火水槽から耐震性に優れた配水管を地域一帯に敷設し、誰もが使える市民用消火栓を多数配置することにより、地域住民の防災力を最大限にいかし、文化財とその周辺地域を大災から守る、全国でも類を見ない事業です。

鑑 識

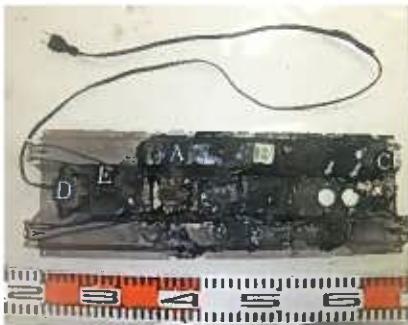
火災鑑識

■ 火災の鑑識等

出火原因の究明に必要なデータを得るため、火災現場から採取した物件の鑑識を行っています。鑑識物件には電気製品、ガス・石油ストーブなどの燃焼器具、自動車の配線などがあり、これらをX線透過装置やデジタルマイクロスコープなど各種分析・鑑識機器を使って、出火原因の究明につながる鑑識を行っています。

● 平成30年度の特徴的な鑑識内容

- ・照明機器の安定器内の導線に短絡箇所を確認し、同箇所から出火したものと火災原因を究明した。
- ・水槽の水温調整用クーラーのプラグ部分にグラファイト化した箇所及び刺し刃の溶融を確認したことで、トラッキング現象によって出火したものと火災原因を究明した。
- ・アルミ屑を破砕する造粒機によって生成されるアルミ粉が粉塵爆発することを再現実験することで、アルミ粉の危険性について造粒機を使用している事業所に確認させた。
- ・エアコンの配線接続部位で発生した火災について、接続コネクタに亜酸化銅を確認したことで、亜酸化銅増殖発熱現象によって出火したものと出火原因の究明をした



照明機器の安定器内に短絡箇所を確認。



プラグ部分の溶融箇所を確認。



アルミ粉の粉塵爆発再現実験



接続コネクタ部分に亜酸化銅を確認。

予防情報の提供

■ 火災調査に関する資料収集と火災調査や予防情報の提供

消防の科学技術に関する最新の情報を収集するとともに、これをタイムリーに提供して火災予防、市民指導及び火災調査業務に役立てています。

また、鑑識等でよくある事案について当局で作成した火災予防動画を消防局ホームページに掲載して市民に広報しています。



鑑識機材

■ 京都市消防局所有の主な鑑識機材

デジタルマイクロスコープ	20～200 倍まで拡大して撮影することが可能。
超音波洗浄器	超音波で付着した汚れを取り除くことが可能。
定温乾燥器	自然発火の再現実験等を使用。
データロガー	複数箇所の温度変化と時間経過を記録することが可能。
ガスクロマトグラフ質量分析装置	焼き残存物や水溶液に含まれる油分の分析に使用。
フーリエ変換赤外分光光度計	固体、液体の成分同定に使用。
熱重量示差熱分析装置	加熱による試料の重量変化等から燃焼性状等を確認。



デジタルマイクロスコープ



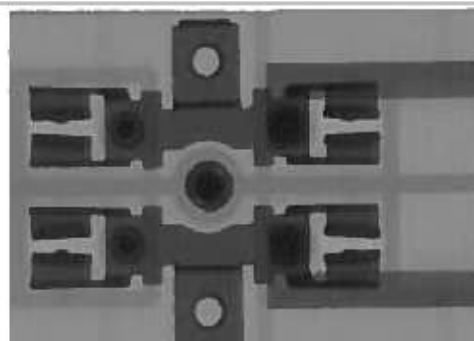
ガスクロマトグラフ質量分析装置

■ 機動鑑識車と積載機材（総務省消防庁無償貸付）

エックス線透過装置	表面部材を破壊することなく内部部品の状態を把握可能。
デジタルマイクロスコープ	5～200 倍まで拡大して撮影することが可能。
赤外線サーモカメラ	物体温度を遠隔で測定可能。
データロガー	複数箇所の温度変化と時間経過を記録することが可能。
超音波厚さ計	配管等の厚さを測定することができる。
硬さ計	金属部材等の硬度を測定することが可能。
超音波カッター	超音波でカッターを振動させ切断することが可能。
レーザー距離計	直線距離を遠隔測定することが可能。
静電電位測定器	帯電電位を非接触で測定することが可能。



機動鑑識車



X線透過装置により撮影した物品

消防用設備等の指導と消防同意

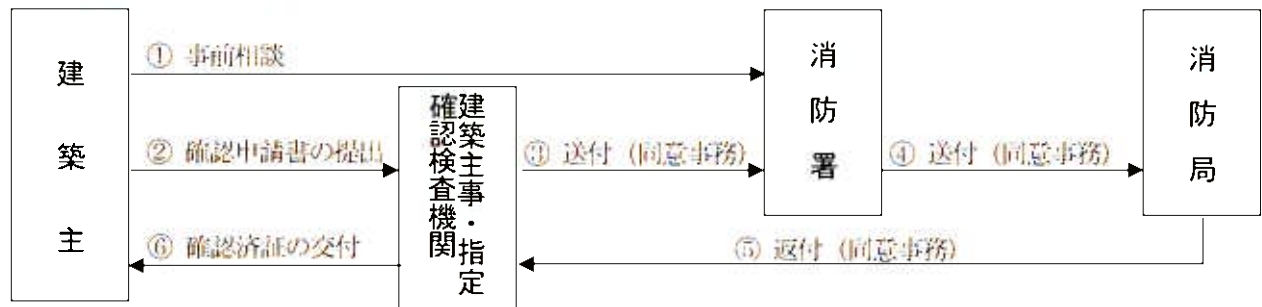
消防法及び京都市大災予防条例では、防火対象物で火災が発生した際に火災の拡大を防ぐとともに、いち早く火災を知らせ、119番通報、初期消火、避難誘導等を安全・確実に行えるように、建築確認申請時の消防長又は消防署長の同意、そして消防用設備等の設置及び維持管理について定めています。

消防同意・通知の制度

建築物を建築しようとするときは、建築確認申請書を建築主事又は指定確認検査機関に提出して、建築確認を受けることになります。その際に、防火の専門家である消防長又は消防署長の同意が必要であり、消防署に送付された建築確認申請書により、消防用設備等を含む防火・避難に関する内容を審査して同意の事務を行っています。

なお、防火地域・準防火地域以外で建築される住宅については、通知事務となります。

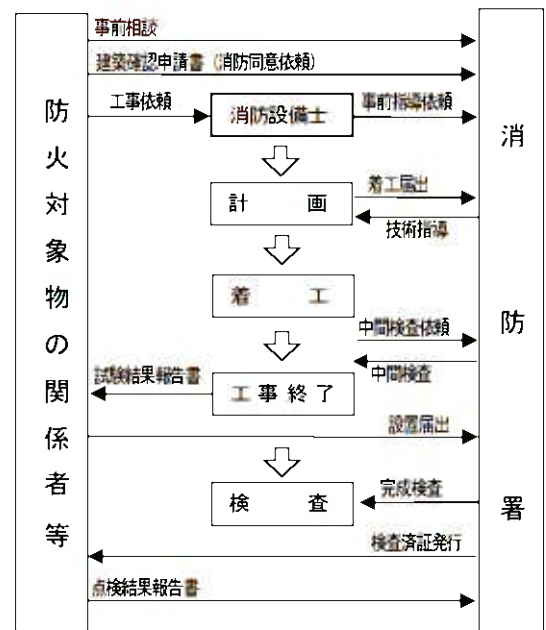
【建築確認（同意事務）】



消防用設備等の設置指導

消防署では、建築物の計画・設計時の事前相談、建築確認申請書の同意審査、消防用設備等の書類審査及び検査により適正な消防用設備等の設置を図るとともに、設置後も点検結果報告を通じて適正な維持管理の指導に努めています。

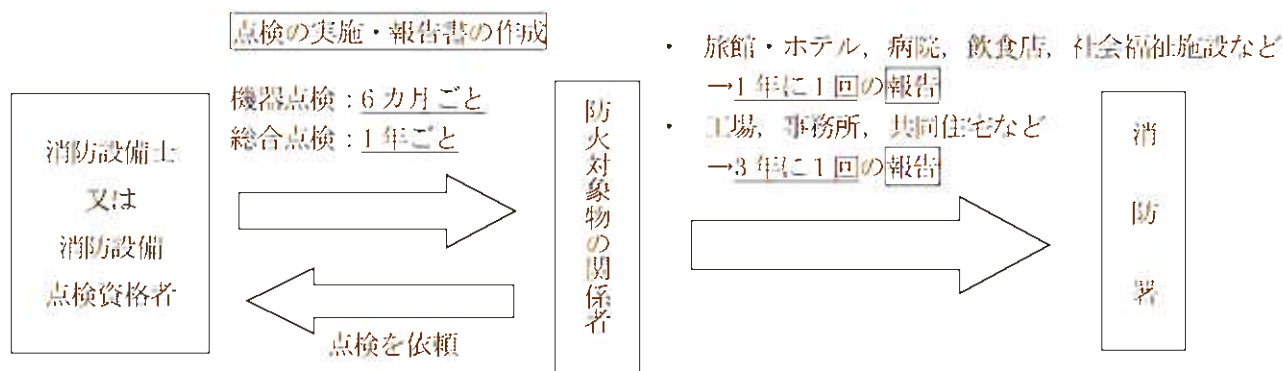
計画段階から相談を受けるとともに、屋内消火栓設備や自動火災報知設備といった消防用設備等については、消防設備士が着工の10日前までに提出する着工届出書に基づき、消防署で審査、指導を行います。また、着工後は、完成時には壁の内側等に入って見えなくなる箇所を中心に中間検査を実施し、着工届出書のとおり施工されているかを確認します。工事が完了すれば、防火対象物の関係者は、消防用設備等の設置届出書を消防署に提出することとなり、これを受けて消防署では、現地で完成検査を行います。



消防用設備等の点検・報告制度

消防用設備等は、いつ火災が発生してもその機能が有効かつ確実に作動する必要があるため、そのためには適切な維持管理が大切です。消防法では、防火対象物の関係者（所有者・管理者・占有者）に、消防用設備等の定期的な点検・報告や不備事項の整備など、適切な維持管理を行うことを求めています。

また、一定規模以上の防火対象物及び特定一階段等防火対象物（特定用途が避難階以外の階（1階及び2階を除く）に存する建物で直通階段が2以上設けられていないもの。）では、点検・整備に高度な知識・技術が必要とされることから、有資格者（消防設備士又は消防設備点検資格者）による点検が必要です。



防災物品と防災製品

劇場、旅館、ホテル、病院、福祉施設、飲食店等のカーテン、じゅうたん、どん帳、布製ブラインド、舞台で使用する大道具用の合板、工事中の建築物で使用する工事用シートは、消防法により防災物品を使用することとされています。

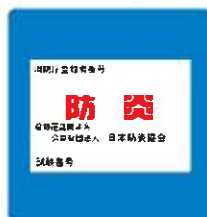
また、旅館、ホテル、病院等で使用する寝具類は、京都市火災予防条例により防災性能を有するもの（防災製品）とするよう努めることとされています。

防災製品には、衣類、アームカバー、自転車のボディカバーといった生活に身近な布類等もあり、炎が接しても急に燃え広がらない性能が、火災予防に役立っています。

防災加工したものは、次のラベルが貼られています。

◆ 防災物品

カーテン、暗幕、どん帳、合板、布製ブラインド、じゅうたん等



◆ 防災製品

寝具類（敷布、カバー類、ふとん類、毛布類）、テント類、シート類、幕類、非常持出袋、防災頭巾、衣服、アームカバー、布張家具類、自動車・バイク等のボディカバー等



危険物に対する安全指導等

危険物の安全指導

消防法で定める危険物（以下「危険物」という。）は、ガソリンや灯油のように普段の生活の中で必要不可欠なものや、工場等の生産活動において使用されるものなど様々な物質がありますが、ひとたび災害が発生した場合には、市民生活に与える影響は大きく、時には尊い生命までも奪ってしまいます。

この危険物による災害を防止して安全に管理するため、危険物を貯蔵し、又は取り扱う危険物施設等における許可や届出に際しては、消防法令に規定する技術基準の適合性を審査し、完成検査を行い、安全な施設となるよう指導を行っています。

■ 危険物施設の定期点検制度

完成時には安全な施設であったとしても、維持管理が十分でないと思われ事故を招きます。

そこで、定期点検が義務付けられている施設の関係者に対しては、定期点検の確実な実施を指導し、定期点検の義務のない施設の関係者に対しても、自主点検を実施するよう指導しています。

■ 危険物を取り扱う事業所への指導

全国の危険物施設における火災の発生原因の中で、ヒューマンエラーに起因するものが約6割を占めていることから、随時立入検査を行い、危険物の貯蔵、取扱いに係る消防法令基準に対する適合状況を確認し、適合していない事項があれば是正するよう指導を実施しています。

また、講習会や自衛消防訓練指導等を通じて、危険物取扱者等の保安意識の向上を図っています。

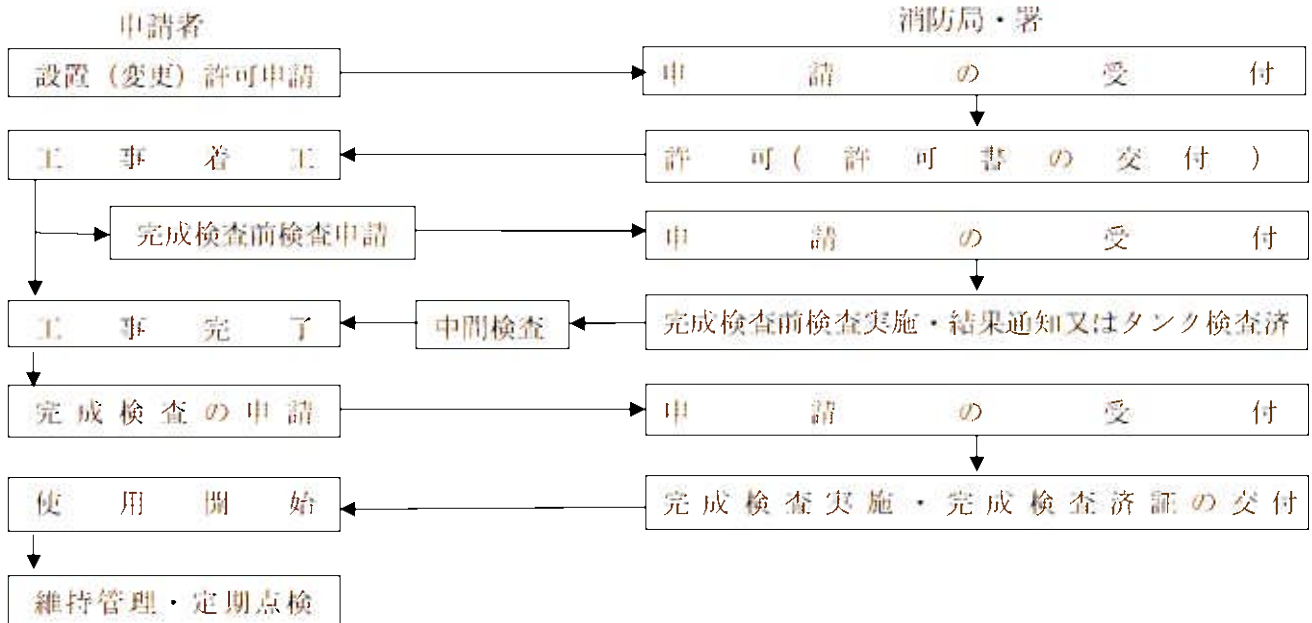
■ 少量危険物取扱所の設置指導

危険物はそれぞれの危険性を考慮して、危険物ごとに規制する数量（以下「指定数量」という。）が定められており、指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は事前に市長の許可が必要です。しかし、指定数量未満の貯蔵、取扱数量であっても、引火等の危険性は同じです。指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、事前に届出が必要です。この届出に対して、少量危険物取扱所として京都市火災予防条例に基づく基準を遵守するよう指導しています。

■ 危険物の安全な取扱いの普及啓発

しみ落とし作業等で低引火点危険物を使用する事業所（家内工業を含む。）や、暖房用の灯油を使用する一般家庭に対しても、査察や訪問防火指導等を通じて貯蔵、取扱い等の安全知識の普及を図っています。

危険物施設の設置等の手続



危険物給油取扱所の立入検査



危険物地下タンク貯蔵所の中間検査

危険物安全週間

■ 危険物安全週間とは

危険物火災の恐ろしさを世に知らしめたのは、今から50年ほど前、昭和39年7月14日に東京都品川区で発生した（株）宝組勝島倉庫爆発火災です。この火災は空地に野積みしてあったドラム缶入りの硝化綿（ニトロセルロース）から出火し、爆発火災となって倉庫など周辺の無許可で貯蔵されていた硝化綿、アセトン、アルコール類などに次々と引火、大爆発を起こし、消防活動中の消防職員18人、消防団員1人が一瞬にして生命を奪われ、また消防職員・団員など158人が重軽傷を負うという、日本の消防史上まれに見る大惨禍が発生しました。



勝島倉庫爆発火災現場＜写真提供／東京消防庁消防博物館＞

この災害を教訓に、危険物を取り扱っている事業所などに対して、危険物の自主保安管理の推進を呼び掛け、また、市民に対しては、危険物に関しての意識の高揚・啓発を図るとともに、市

民生活の安全を確保することを目的として、平成2年に自治省消防庁(現総務省消防庁)によって、「危険物安全週間」が制定されました。これは7月に発生した(株)宝組勝島倉庫爆発火災のように、気温の上昇でセルロイド類などの危険物の自然発火による火災を防ぐため、夏季を目前にした毎年6月の第2週(日曜日から土曜日までの1週間)を「危険物安全週間」としました。制定以来、毎年、危険物施設等への啓発活動など各種取組が行われています。

■ 危険物安全週間の目的

石油類をはじめとする危険物は、事業所等において幅広く利用されるとともに、市民の生活にも深く浸透していることから、その安全性の確保に対する重要性は増しています。

このため、事業所における自主保安体制の確立を呼び掛けるとともに、広く市民の危険物に対する意識の高揚と啓発を図ることが目的となっています。

■ 危険物安全週間の期間

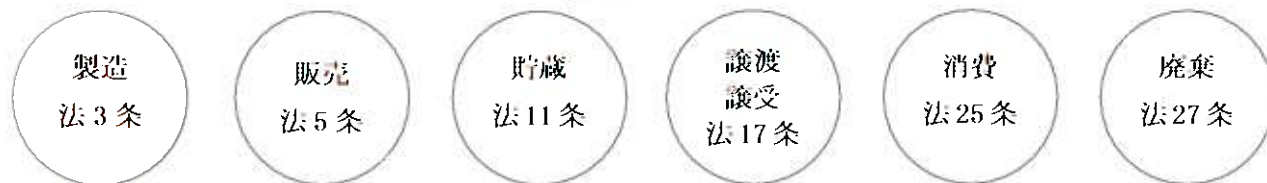
毎年6月の第2週(日曜日から土曜日までの1週間)

火薬類の取締り

火薬類の取締り

火薬類取締法は、火薬、爆薬及び火工品（以下「火薬類」という。）による災害を防止し、公共の安全を確保することを目的として定められたものです。火薬類はひとたび災害が発生した場合に、市民生活に与える影響やその被害が甚大となることが予想されるため、「取締法」という名のとおり、その製造、販売、貯蔵、運搬、消費その他の取扱いについて厳しい規制が設けられています。

【火薬類取締法の規制】



火薬類の製造から廃棄に至るまで細部について規制される。

■ 火薬類の主な例

火 薬	黒色火薬
	無煙火薬
爆 薬	起爆薬
	硝安爆薬・塩素酸カリ爆薬・カーリット
	ニトログリセリン・ニトログリコール
	ダイナマイト
	液体酸素爆薬
火工品	工業雷管・電気雷管・銃用雷管・信号雷管
	実包・空包
	信管・火管
	導爆線・導火線・電気導火線
	信号焰管・信号火せん
	煙火（花火）



【京都御所御苑内小御所火災】

昭和 29 年 8 月 16 日に鴨川河川敷で行われた花火大会の花火の残火が小御所に落下し出火した。

京都府からの権限移譲

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 27 年法律第 50 号）の施行により、火薬類取締法に基づく火薬類の製造許可等の審査及び検査に係る事務の権限が都道府県知事から政令指定都市の長に移譲されたことに伴い、京都市においては、平成 29 年度から京都市消防局で火薬類取締法に関する事務を行っています。

■ 火薬類取締法に基づく許認可事務

火薬類取締法に基づく申請等に伴う許認可については、市内における火薬類施設等の状況を包括的に把握するとともに、専門的に取締り事務を行う必要があるため、消防局本部に専門部署を設け、一括してこれらの許認可に関する事務を行っています。

■ 完成検査・保安検査

火薬類取締法では、火薬類の製造施設や火薬庫についての工事等が行われた場合には、それらの製造施設や火薬庫が法律に定められた基準に適合しているかどうかの完成検査を受けることとされています。また、火薬類の製造施設や火薬庫は、法律で定められた期間ごとにそれらの施設が適正に維持管理されているかどうかの保安検査を受けることとされています。

■ 火薬庫、販売所等への立入検査

市民生活に身近な消防署では、各行政区内の火薬類に関連する施設に対して消防署員による立入検査を行い、火薬類による災害の発生を未然に防ぐための指導を行っています。

【火薬類取締法に係る手数料（抜粋）】

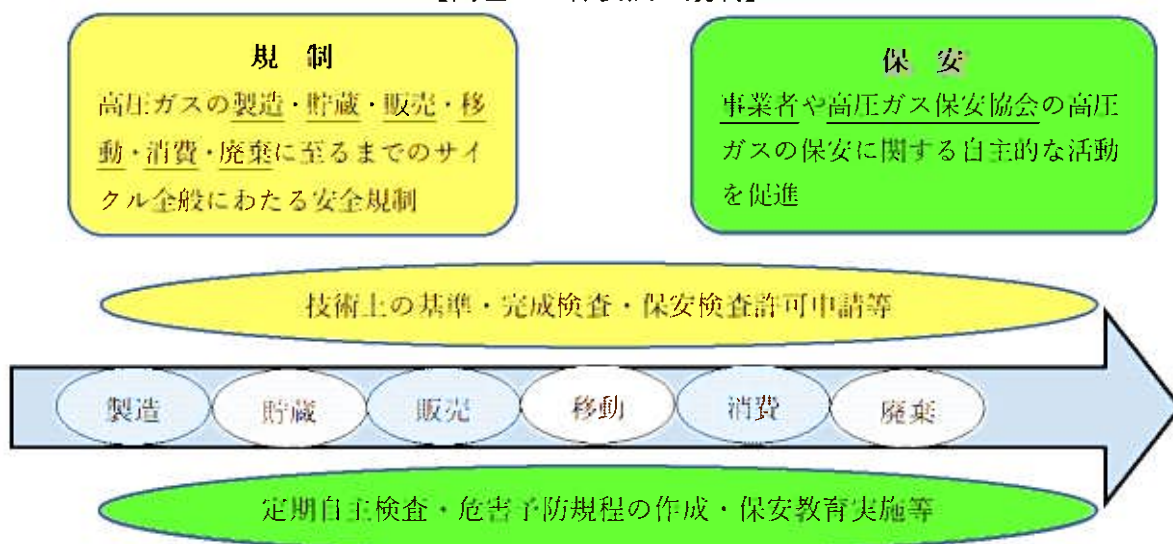
区 分			手数料（1 件につき）	
許可の申請 に対する審 査	火薬類の販売営業許可		110,000 円	
	火薬庫の設置許可		73,000 円	
	火薬類の消費許可		7,900 円	
	火薬類の譲渡許可		1,200 円	
	火薬類の 譲受許可	火工品のみ		2,400 円
		その他	火薬類（火工品を除く。）の数量が 25 k g 以下	3,500 円
上記以外			6,900 円	
完成検査	火薬庫の設置工事に係る検査		41,000 円	
	火薬庫の変更工事に係る検査		23,000 円	

高圧ガス等の保安

高圧ガスの保安

高圧ガス保安法は、高圧ガスの製造・貯蔵・販売・移動・消費・廃棄に至るまでのサイクル全般にわたる安全規制をするとともに、事業者や高圧ガス保安協会の高圧ガスの保安に関する自主的な活動を促進する法律です。

【高圧ガス保安法の規制】



■ 高圧ガス施設の主な例

製造所	消防活動総合センター（空気圧縮施設）
	水素ガススタンド
	ホテル・百貨店等（空調設備）
貯蔵所	病院（医療用酸素）
	大学（研究施設）
	博物館等（消火設備）
	ガス販売業者
販売所	飲料用炭酸ガス
	冷媒ガス
	医療用酸素・・・等



【京都市内の病院での爆発事故】
病院の倉庫内において医療用酸素を保管している容器が破裂・爆発したもの

京都府からの権限移譲

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 27 年法律第 50 号）の施行により、高圧ガス保安法に基づく高圧ガスの製造許可等の審査及び検査に係る事務の権限が都道府県知事から政令指定都市の長に移譲されたことに伴い、京都市においては、平成 30 年度から京都市消防局で高圧ガス保安法に関する事務を行っています。

■ 高圧ガス保安法に基づく許認可事務

高圧ガス保安法に基づく申請等に伴う許認可については、市内における高圧ガス施設等の状況を包括的に把握するとともに、専門的に取締り事務を行う必要があるため、消防局本部に専門部署を設け、一括してこれらの許認可に関する事務を行っています。

■ 完成検査・保安検査

高圧ガス保安法では、高圧ガスの製造施設や貯蔵施設についての工事等が行われた場合には、それらの製造施設や貯蔵施設が法律に定められた基準に適合しているかどうかの完成検査を受けることとされています。また、高圧ガスの製造施設や貯蔵施設は、法律で定められた期間ごとにそれらの施設が適正に維持管理されているかどうかの保安検査を受けることとされています。

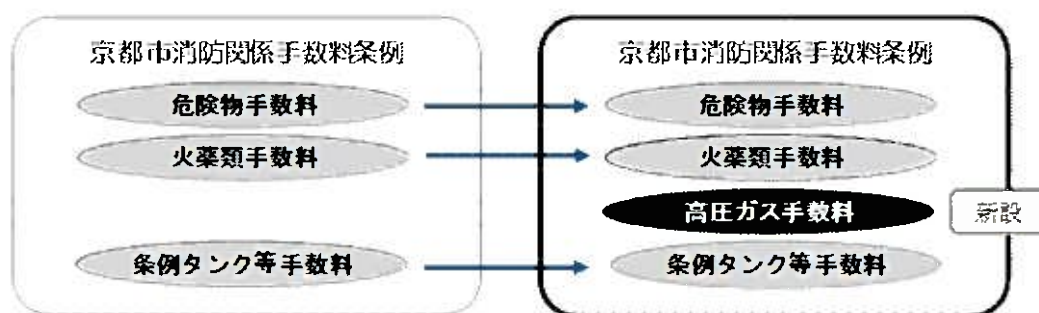
■ 製造施設、貯蔵施設、販売施設等への立入検査

市民生活に身近な消防署では、各行政区内の高圧ガスに関連する施設に対して消防署員による立入検査を行い、高圧ガスによる災害の発生を未然に防ぐための指導を行っています。

手数料関係の概要

京都府からの権限移譲を受けて、京都市消防局で新たに高圧ガス保安法に関する事務を行うに当たって、平成 29 年度に「京都市消防関係手数料条例」を一部改正し、高圧ガス施設の審査等に係る手数料を定めました。

【手数料の改正概要】



【高圧ガス保安法に係る手数料（抜粋）】

手数料徴収事務（抜粋）		手数料金額
許可	製造（設置）	7,400 円～56 万円
	製造（変更）	3,200 円～37 万円
	貯蔵（設置）	2 万 5,000 円
	貯蔵（変更）	1 万 1,000 円～1 万 4,000 円
検査	完成検査（製造設置）	5,550 円～42 万円
	完成検査（製造変更）	2,400 円～27 万 7,500 円
	完成検査（貯蔵設置）	1 万 8,750 円
	完成検査（貯蔵変更）	8,250 円～1 万 500 円
	保安検査	7,700 円～61 万円
	容器（再）検査	80 円～1 万 6,000 円
	附属品（再）検査	21 円～540 円
登録	容器検査所の登録（更新）	1 万 6,000 円
その他	充填ガスの種類変更等	1,400 円

在宅避難困難者の防火安全対策

在宅避難困難者の防火安全対策

市内全域で一人暮らしの高齢者や高齢者同士の世帯が増加しているため、高齢者が火災で死傷されるケースが多くなっています。

京都市消防局では、高齢者や身体に障がいのある方のうち、火災等の災害が発生した場合に自ら避難できない方（在宅避難困難者）を対象とした防火安全対策を実施しています。

■ 防火安全指導の実施

消防職員が在宅避難困難者世帯を訪問し、出火防止や人命に係る事項の点検を実施するとともに、世帯構成や生活環境に合わせた防火指導又は助言を行っています。



防火安全指導の様子（台所周りの点検）



防火安全指導で配布する
出火防止リーフレット

◆ 火災予防上の指導事項

- ・ 火気取扱器具の正しい取扱い
- ・ 安全な喫煙管理
- ・ 容易に避難できる場所での就寝
- ・ 住宅用防災機器の設置と維持管理
- ・ 介助者に対する避難救出方法の指導
- ・ 近隣者等との避難救出協力体制づくり

■ 高齢者等のための安心アドバイザー研修

高齢者宅等からの出火防止や焼死者防止を図るため、「高齢者等のための安心アドバイザー研修」を実施しています。

高齢者等に接する機会が多いホームヘルパーや老人福祉委員等を対象に、「防火・防災」、「家庭内での救急事故防止」に関する研修を受講していただき、高齢者宅等を訪問した際に、防火・防災・救急事故防止のアドバイスをしていただくよう依頼しています。



研修テキスト
（安心アドバイザーハンドブック）

■ 民間団体と連携した防火・防災対策

● 電気配線診断

電気使用安全月間（8月1日から同月31日まで）の取組の一環として、京都府電気工事工業組合が実施する「高齢者宅配線診断」に併せて消防職員による防火安全指導を実施し、高齢者世帯等における防火及び安全の確保を図っています。

● 火災警報器点検

火災警報器（戸外ブザー有）が設置されている在宅避難困難者世帯を、消防職員と（一社）京都消防設備協会の会員事業所が訪問し、火災警報器の点検（小修理を含む。）に併せて消防職員による防火安全指導を実施しています。

● 訪問看護ステーションの看護師による住宅防火点検

平成29年9月14日に締結した「高齢者等世帯の火災予防に関する協定」に基づき、（一社）京都府訪問看護ステーション協議会に加盟している事業所の訪問看護師の方に、高齢者等世帯への「住宅防火点検」に御協力いただいています。

■ 緊急通報システム（あんしんネット119）

消防局と保健福祉局が共同で、在宅の一人暮らしの高齢者や身体に障がいのある方等が家庭内で緊急事態に遭われたときに、ボタン一つで消防指令センターへ通報できるシステムを運用しています。また、緊急通報システムを利用されている方のうち、自力歩行できない方等を対象に緊急通報システムへ無線で連動する住宅用火災警報器（緊通連動住警器）を設置し、火災の煙を感知した場合、自動的に消防指令センターへ通報するシステムを運用しています。



緊急通報システム（本体）



緊通連動住警器



緊通連動住警器を紹介するパンフレット

■ 消防ファクシミリ

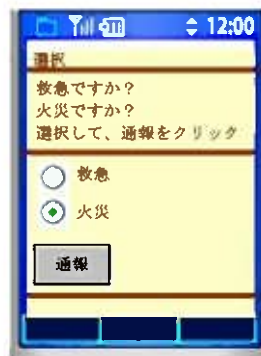
聴覚言語に障がいのある方が、加入電話ファクシミリを用いて消防指令センターへ緊急通報できるシステムで、防火・防災に関する相談や火災予防に関する情報提供も行っています。



■ 京都市Web119

聴覚言語に障がいのある方が、外出中でも携帯電話のインターネット機能を利用して消防指令センターへ緊急通報できるシステムを運用しています。

※ 令和2年3月31日で運用を終了します。
平成31年3月1日から、聴覚言語障がい者等からの緊急通報に係る受信体制の強化を図るため、「NET119」を導入しています。



Web119 通報画面



京都市 web119 を紹介するパンフレット

■ ふれあい手帳

聴覚言語に障がいのある方が火災や急病等の災害に遭われたときに、付近の方に通報を依頼するための緊急通報依頼カードをお渡ししています。



ふれあい手帳
(このほか、災害カードやパトカーカードも付いています)

■ 安心カード

在宅避難困難者の方に住所、氏名、生年月日、かかりつけ病院等を記入したカードを常に携帯していただき、火災や急病等の災害に遭われたときに、消防隊員や救急隊員に迅速に情報提供するものです。



安心カード

自主防災組織の育成・市民防災指導

自主防災組織

大地震などの大規模な災害が発生したときに、災害による被害を防止し、軽減するためには、日頃から市民一人一人が防災活動に積極的に参加するなど、地域住民の皆様による組織的な防災活動を行うことが大切です。

このため、消防局では自主防災組織の育成指導に積極的に取り組んでいます。

京都市では、昭和34年から昭和36年頃にかけて、住民による防火組織として、自主防火町が市内全域で結成されました。この自主防火町制度を火災だけでなく、地震等の災害にも対応できるように発展させたのが自主防災組織で、おおむね学区を単位に自主防災会を、町内会を単位に自主防災部が結成されています。

自主防災組織は、「自分たちのまちは自分たちで守ろう」という精神で、より広域かつ密着した地域連帯による防火・防災活動を行うとともに、地域のコミュニティ組織、事業所の自衛消防隊と関係機関が一体となった地域防災ネットワークの構築を目指しています。

自主防災会活動

自主防災会では、各自主防災会で定めた規約や防災計画に基づき、防火・防災知識の普及啓発、地域の安全点検、防災訓練の実施など、様々な活動が行われています。



自主防災上級研修・自主防災リーダー養成研修

自主防災組織の災害対応力を強化するため、いざというとき、町内での初動活動の中心となる人材を養成する「自主防災リーダー養成研修」を平成10年度から平成25年度まで実施し、延べ20,749人を養成しました。

また、自主防災組織の役員等を対象に、地域の防災活動の指導的役割を担う人材を育成する「自主防災上級研修」を平成24年度から平成27年度まで実施し、563人が受講しました。



自主防災組織用器材の整備

京都市では、平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災の教訓として、早期に救出救護活動を実施するには、各種防災器材の整備が必要であることを踏まえ、全自主防災会に対して、救出救護器材とそれらを収納する防災器材格納庫を配備しました。

防災器材名	配備数	防災器材名	配備数
防災器材格納庫	1	リヤカー	1
バール	8	テント	1
ジャッキ	10	はしご	1
ハンマー	4	強力ライト	4
ショベル	8	電気メガホン	1
のこぎり	8	メガホン	8
担架	4	その他自主防災会が	
シート	2	選択した器材	



救出救護用器材及び防災器材格納庫

事業所と地域（自主防災会）との連携

地域防災ネットワークの一つとして、事業所（企業）は、自助の観点から事業所防災を推進するとともに、共助の観点から地域防災活動に貢献し、周辺地域との連携強化を推進することが大切です。このため、平成 10 年度から、大規模災害時における被害軽減のため、各事業所の特性をいかして、事業所と自主防災会との連携を図るという取組を推進しています。

事業所と自主防災会とが応援協定を締結し、連携が図られている例として、事業所側からは、防災活動の応援、防災活動（救出救護、消火、給食給水）用資器材の提供、食料・飲料水の提供、避難場所の提供などが挙げられます。また、自主防災会側からは小規模事業所に対し、防災活動を支援するといった協定の例があります。さらに、防災訓練や研修を通じて締結内容がより実効性のあるものになるよう、相互の信頼関係を構築されています。



事業所の井戸水を活用した消火訓練

防災行動マニュアルの運用

阪神・淡路大震災では、建物への閉じ込めや下敷きになった方の多くが、御近所の顔見知りの方に救出されました。また、地震による火災の被害を最小限に留めたのも、日頃からの連帯が強い地域でした。災害が発生した際は、家庭や地域でのつながりが重要であることは東日本大震災でも明らかになっています。

大規模災害発生時には自主防災会と自主防災部の連携した活動が重要であることから、自主防災会の防災計画となる防災行動マニュアルが平成 29 年度までに策定されました。平成 30 年度からは、各自主防災部で策定されている防災計画との整合性を図るとともに、より実効性の高い内容となるよう、防災訓練等を通じて検証、必要な見直しを行い、いざというときに自ら考え行動できる自主防災組織づくりを推進します。

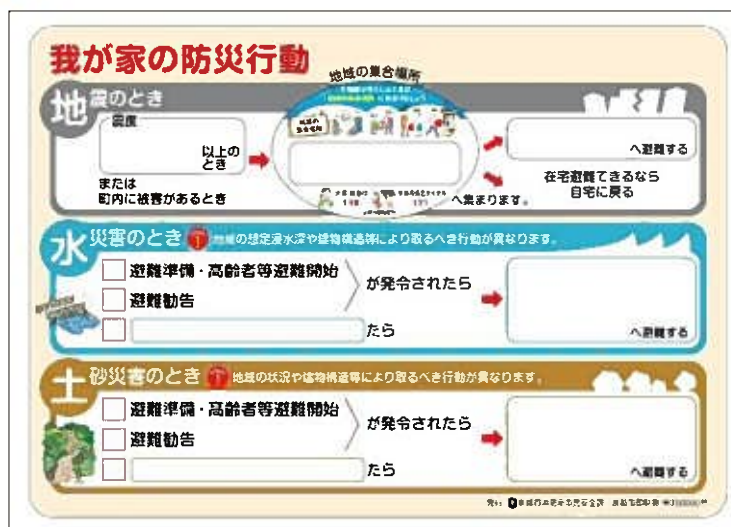
【防災行動マニュアル運用の流れ】



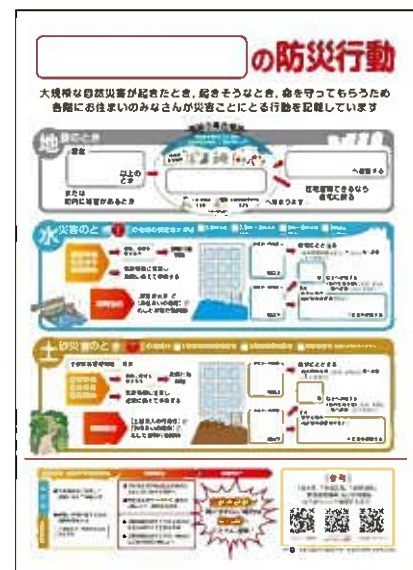
防災行動シール・ポスターの配布

市民の皆様が、家族の状況や家屋の形態（一軒家又は共同住宅）、地域の状況等を踏まえ、震災時、水災時及び土砂災害時にどの段階で、どのような防災行動を取るのかを記載し、冷蔵庫や玄関など目に付くところに貼っていただくシールを平成29年9月から配布しています。

さらに、共同住宅等のエレベーターホールやエントランスの掲示板上に掲出できるポスターも併せて配布し、災害時に大切な防災行動及び自助・共助について啓発しています。また、防災行動シール外国語版について、京都市消防局のホームページから「英語版」、「中国語版」及び「韓国・朝鮮語版」をダウンロードできます。



防災行動シール



防災行動ポスター

地域発災型訓練

地域発災型訓練の実施により、地域の集合場所を起点とした、近隣住民による早期協力体制の立上げ及び初期消火の重要性の理解を深め、即時対応能力の向上を図るとともに、既存の自主防災部の防災行動マニュアルの見直しや策定を推進します。



地域発災型訓練

防火・防災指導

市民一人一人が自らの安全についての意識を持ち、火災や地震などの災害や家庭内の事故などに対し、適切に対応する知識や技術を身に付けていただき、災害に強い人づくりを進めるため、自主防災組織、事業所、ジュニア消防団、教育施設（未就学児施設を含む）、老人クラブ、その他の各種団体等をはじめとした全ての市民を対象に、防火・防災指導や応急手当等の普及啓発等を行っています。

市内各所において、あらゆる機会を通じて、消火器の取扱いや地震の体験、講習会などを開催し、火災予防の普及促進や災害発生時の初動活動等の指導を行っています。

年代別防災指導カリキュラム

地震や水災害をはじめとする災害が各地で頻発し、住民の生命、身体及び財産を災害から守るための地域防災力の重要性が高まる一方で、少子高齢化などの社会情勢の変化により、今後、地域の中心で防災活動を実施できる人材を十分に確保することが困難となっています。

そこで、将来の地域防災活動の担い手となる幼少年への防災教育を充実させるため、年代に応じた防災指導カリキュラムを作成しました。このカリキュラムにより、系統立てた長期的な防災指導を実施し、いざというときに自ら考え命を守る行動ができるようになり、周りの人を助けることができる人づくりを推進します。



市民消防表彰

日頃から積極的に自主防災活動等を実践し、安全なまちづくりに貢献した市民団体及び個人の努力をたたえるため、次の区分により表彰を行っています。

◇ 自主防災会等表彰

自主防災活動等の実践について著しく努力し、功績のあった自主防災会、自主防災部等

◇ 自主防災活動推進功労者表彰

自主防災活動の推進について著しく努力された自主防災組織役員

◇ 防災功労者表彰

自主的な火災予防等の活動について著しく努力された団体及び個人

◇ 事業所表彰

自主防火管理の実践について著しく努力し、顕著な成果のあった事業所

消 防 体 制

指揮隊、消防隊等の部隊は、火災その他の災害による被害を最小限にとどめるため、訓練により技術の練磨を重ねるとともに、科学的知識の習得にも努め、災害の発生に備えています。

部隊の出動は、災害の種別と状況に応じて、あらかじめ出動する部隊数を計画し、災害現場の近くにいる部隊をコンピュータが瞬時に選定して出動させることにより、現場へ到着する時間の短縮を図るとともに、出動した部隊は災害現場において、装備を最大限に活用して、人命救助、消火、延焼防止など、被害軽減のため迅速、的確な防御活動を展開しています。また、災害の規模や状況により、消防航空機隊を出動させ、地上の部隊への情報提供を行うとともに、総合的な指揮機能をもつ統括指揮隊と高度な救助能力を持つ特別高度救助隊を出動させ、大規模災害や特殊災害発生時における的確な情報処理や指揮統制を行うなど、防御活動を効率的かつ安全に行うための体制を確立しています。

■ 災害出動計画

出動計画		出 動 部 隊 数 等						対 象 災 害 等		
		出動区分	指揮隊等	消防隊	救助隊	救急隊	航空機隊		累 計	
火災出動計画	基準建物火災出動計画	第1出動	3	6	1	1		11	建物火災については、一般的な住宅等と4階建以上の中高層建物に区分し、それぞれの燃焼規模、延焼危険及び人命危険等に応じて、第1～第3の出動区分で災害現場付近にいる部隊から計画数を選定し、出動させる。	
		第2出動		5	2		1	19		
		第3出動	1	5				25		
	中高層建物火災出動計画	第1出動	3	6	2	1		12		
		第2出動	1	6	1		1	21		
		第3出動		5				26		
	危険物火災出動計画	第1出動	3	11	3	1		18		消防法で定める危険物を運搬する車両や、危険物を貯蔵し、又は取り扱う一定規模以上の施設で発生した火災に対して、第1～第3の出動区分で災害現場付近にいる部隊から計画数を選定し、出動させる。
		第2出動	1	5	1	1	1	27		
		第3出動		5				32		
	地下火災出動計画	第1出動	3	9	3	1		16	地下鉄構内や地下駐車場等の地下空間で発生した火災に対して、第1～第3の出動区分で災害現場付近にいる部隊から計画数を選定し、出動させる。	
		第2出動	2	6	1	1		26		
		第3出動		5		1		32		
	林野火災出動計画	第1出動	1	3・4			1	5・6	林野火災に対して、その燃焼規模等に応じ、第1～第3の出動区分で災害現場付近にいる部隊から計画数を選定し、出動させる。	
		第2出動	1	6・7	1			13・15		
		第3出動	1	6・8	1			21・25		
特別消防対象物出動計画	計画部隊数						病院、百貨店等の人命危険の高い対象物や文化財対象物等の火災に対して、その燃焼規模等に応じ、第1～第4の出動区分で災害現場付近にいる部隊から計画数を選定し、出動させる。			
高速道路等火災出動計画	計画部隊数						高速道路等の道路上で発生した火災に対して、第1～第3の出動区分で計画部隊を出動させる。			
その他の火災出動計画	状況に応じた必要部隊数						火災とまぎらわしい通報の受信や標の発見若しくは火災等の発生が予測される場合又は車両等の火災の場合に、その状況に応じて必要な部隊を出動させる。			
救急救助出動計画	救急通常出動計画	1隊						救急隊1隊で対応可能な救急事故に対して、災害現場付近にいる救急隊を選定し、出動させる。		
	救急特命出動計画	状況に応じた必要部隊数						複数の救急隊による対応又は救急隊と救急隊以外の部隊との協同活動が必要な救急事故に対して、災害現場付近にいる必要な部隊を選定し、出動させる。		
	救助特命出動計画	状況に応じた必要部隊数						救助事故に対して、現場付近にいる部隊から、救助隊等の必要な部隊を選定し、出動させる。		
	集団救急救助出動計画	第1出動	3	4	3	7	1	18	重症者を含む5名以上の傷病者が発生又は発生するおそれがある集団事故に対して、第1～第3の出動区分で災害現場付近にいる部隊から計画数を選定し、出動させる。	
		第2出動	1	5		6		30		
		第3出動		4	1	5		10		
	高速道路等救急救助出動計画	計画部隊数						高速道路等の道路上で発生した救急事故又は救助事故に対して、第1～第3の出動区分で計画部隊を出動させる。		
高速道路等集団救急救助出動計画	計画部隊数						高速道路等の道路上で発生した重症者を含む5名以上の傷病者を伴う集団事故に対して、第1～第3の出動区分で計画部隊を出動させる。			
特殊災害出動計画	第1出動	4	10	4	2		20	放射性物質や毒物、高圧ガスなどによる特殊災害に対して、特命出動又は第1～第3の出動区分で災害現場付近にいる部隊（特殊災害対策車等の計画部隊を含む。）から計画数を選定し、出動させる。		
	第2出動	1	7	1	2	1	32			
	第3出動	1	5		2		10			
高速道路等トンネル特殊災害出動計画	計画部隊数						高速道路等のトンネル内において発生した火災等の災害に対して、第1～第3又は第4の出動区分で計画部隊を出動させる。			
その他の災害出動計画	状況に応じた必要部隊数						都市ガス等の漏洩、消防法で定める危険物の流出、水害等の災害に対して、その状況に応じて必要な部隊を選定し、出動させる。			

※高速道路等とは、名神高速道路、京滋バイパス、第二京阪道路、京都縦貫自動車道及び京都市道高速道路1号線をいう。

消防警備計画と特殊災害対策等

■ 消防警備計画

大規模な伝統行事、祭典、スポーツ行事その他の集団的行事、又は広範囲に及ぶ道路の通行止めなどに伴う活動障害が予測される場合、さらには、特異な連続放火等の事案に対処するために樹立する計画です。

■ 特殊災害対策等

● 特殊災害対策

危険物施設やタンクローリーなどの危険物災害、地下鉄や地下駐車場などの地下災害、放射性物質や毒劇物、高圧ガスなどによる特殊災害は、広範化・特殊化が進み、災害防御活動を一層困難にしています。これらの災害に対しては、各種の分析装置（ガスクロマトグラフ質量分析装置、赤外分光法による危険物質同定装置）等を装備した特殊災害対策車、有害ガスを除去する大型ファンを装備した特別高度工作車、化学防護服等を装備した化学車、救助工作車及び消防車を出動させる体制を構築しています。また、各種の情報処理機能（映像伝送装置、衛星携帯電話など）等を有する災害現場指揮支援車を出動させ、関係機関との連携の充実と現場指揮支援の強化を図っています。



特殊災害対策車

● 集団救急救助事故対策

列車・バス等の大量輸送機関の事故、危険物・ガス等の漏えいや爆発、大規模工作物の倒壊などの災害で、応急救護拠点を早期に開設することを主目的とする高度救急救護車を導入するなど、局地的に多数の傷病者が発生した場合の対策強化を図っています。

● 中高層建築警備対策

中高層建築物には、濃煙や高熱の充満、避難に長時間を要する等の困難性があるため、防御要領の作成、警防訓練の実施や装備の充実を図っています。

● 文化財警備対策

国宝建造物や世界文化遺産の建造物を特別消防対象物に指定するとともに、美術工芸品の搬出については、文化財セーフティカードや文化財タグを活用した活動要領を作成しています。

■ 火災防御活動資料

木造建物密集地域や消防水利が不便な地域など、火災防御活動等の困難性が予測される地域については、警防調査を実施し、その実態把握に努めるとともに、指揮要領、放水隊形等の火災防御活動資料を樹立し、これに基づく水利選定や活動要領の図上訓練を実施することにより、迅速、的確な火災防御活動の推進に努めています。

	木造建物密集地域	水利不便地等	計
策定数	259	255	514

消防水利

消火栓や防火水槽などの消防水利は、市内に30,250基設置（平成31年4月1日）されており、あらゆる地域に対して消火活動が行える体制を整備しています。

特に、震災時に必要となる消防水利については、地域ごとの水利必要量を算定し、震災消防水利整備計画を策定して計画的な設置を進めています。この計画では、年次計画により耐震型防火水槽・防火井戸の設置を進めるとともに、関係部局との協調を進めることにより、効率的な水利の開発、設置を行っています。これらの水利に対しては、消防車等による水利調査や点検を定期的に行い、適切な保全に努めています。

障害排除対策

駐車等による消防水利の障害、緊急出動中の消防車等に対する遊蕩義務違反、消防警戒区域内への立入りなど消防活動上の障害排除については、消防隊員等による現地指導、消防車等による巡回パトロール、関係機関との合同パトロール、防火講習会等を通じての市民啓発、消防水利標識の整備を行うほか、火災等の発生に際しては警戒整理班の出動等、積極的な障害排除対策に取り組んでいます。

消防活動体制

■ 災害時の消防活動体制

● 災害活動組織

平常時から災害に対する消防活動体制を確保するため、災害活動組織として局本部に災害活動全般を統括する局警防本部を、また、消防署に局警防本部の統制の下に管轄区域内の災害活動全般を統括する署警防本部を設置するとともに、局警防本部及び署警防本部にそれぞれ災害活動を実施する消防隊等の部隊を配置しています。

● 活動態勢

災害活動組織は、小規模な災害から大規模な災害まで対応できるよう、局警防本部及び署警防本部の活動態勢について、平常時の活動態勢から消防の総力による活動態勢までを、災害の規模、態様に応じて逐次、増強することとしています。

なお、人員等を増強する必要があるときは、勤務時間外の職員の非常召集を実施することとしています。

■ 震災時の消防活動体制

震災時には、同時火災の多発、建物倒壊等による救助事故の多発、多数の傷病者の発生など、膨大な消防活動が予想されることから、震災に対する特別な警防態勢の基準として京都市消防震災警防規程を定め、地震発生時には直ちに震災警防態勢を発令し、即応することとしています。

震災警防態勢の区分	発令の基準及び警防態勢
初動震災警防態勢	市域に震度4の地震が発生した旨の気象庁発表があったときに発令し、その時に勤務する全職員により、初期の活動態勢を確保する。
第1号震災警防態勢	初動震災警防態勢時に震災が発生し、局本部長が第1号震災警防態勢による対処が必要であると認めたときに発令し、職員・団員（各々一部）を召集し、部隊等の増強を図る。
第2号震災警防態勢	初動震災警防態勢又は第1号震災警防態勢時において震災が発生し、局本部長が第2号震災警防態勢による対処が必要であると認めたときに発令し、職員（局1/2、署1/3）・団員（1/2）を召集し、警防本部の強化及び部隊の増強を図る。
第3号震災警防態勢	市域に震度5弱以上の地震が発生した旨の気象庁発表があったとき又は初動震災警防態勢、第1号震災警防態勢又は第2号震災警防態勢時に震災が発生し、局本部長が第3号震災警防態勢による対処が必要であると認めたときに発令し、職員・団員を全員召集し、消防の総力をもって対処する。

● 主な実施事項

- 消防ヘリコプター及び消防用ドローンの運用
- 高所カメラ（京都ホテルオークラ、比叡山、小塩山、東部山間、周山、京都市消防活動総合センター）及び災害情報画像伝送システムの運用
- 大規模災害情報共有システム及び即時災害情報収集システムの運用
- 無線中継車及び震災対応型司令車の運用

平常時の地震災害に向けた取組

- 震災警防訓練の実施
- 耐震型防火水槽等の設置
- 防災水利構想に基づく、震災時における消防水利の整備に向けた取組

■ 水災時の消防活動体制

水災に対応するために敷く特別な警防態勢の基準として、京都市消防水災警防規程を定め、水災規模に応じた水災警防態勢を発令し、対処します。

水災警防態勢の区分	発令の基準及び警防態勢
水災警戒警防体制	気象庁が市域に大雨又は洪水に関する気象注意報を発表したときに発令し、平常の警防態勢で対処する。
第1号水災警防態勢	気象庁が市域に大雨、洪水又は暴風に関する気象警報を発表し、局本部長が必要と認めたときに発令し、職員・団員（各々一部）を召集し、部隊等の増強を図る。
第2号水災警防態勢	市域において局地的に水災が発生し、拡大するおそれがある場合で、局本部長が必要と認めたときに発令し、職員（局 1/2、署 1/3）・団員（1/2）を召集し、警防本部の強化及び部隊の増強を図る。
第3号水災警防態勢	気象庁が市域に大雨又は暴風に関する気象特別警報を発表し、局本部長が必要と認めたとき又は市域における水災の状況等から、局本部長が必要と認めたときに発令し、職員・団員を全員召集し、消防の総力をもって対処する。

● 主な実施事項

- 都市型水害対策車の運用
- 災害現場に対応した水防工法等の実施
- 気象状況等水災活動に必要な情報収集活動
- 大規模災害情報共有システムの運用
- 人命の救出救護等の水災活動
- 関係機関との連携

平常時の水災害に向けた取組

- 水防用器材等の点検整備
- 水災害対応訓練施設を活用した訓練の実施等



多目的ローダー及び都市型水害対策車

支援体制

支援体制には、平常時の活動支援と大規模災害時の後方支援があり、これらの役割は京都市消防活動総合センターが担っています。同センターでは、平常時においては災害現場指揮支援車、空気充填照明車、大型除染システム車などによる活動支援や消防車両の点検整備、活動器材の備蓄などを行い、地震などの大規模災害時には支援車Ⅰ型、資器材搬送車、燃料補給車などが出動し、活動器材や燃料の補給をはじめとする、様々な活動支援を行います。

応援体制

■ 隣接市町との相互応援

本市に隣接する11の市町の間では、消防相互応援協定を締結し、火災や救急・救助事故が発生したときには、必要に応じて消防隊等を出動させ、お互いに応援し合うことになっています。

■ 京都府内全市町村との相互応援

大規模な火災、地震や台風などによる大規模災害のほか、特殊な消防活動を要する災害等が発生した場合は、隣接する市町村による応援よりも、更に広い地域からの応援が必要となります。そこで、京都府内の全ての市町村と消防一部事務組合の間において、消防相互応援協定を締結しています。

■ 近隣の大都市間の相互応援

大地震などでも同時に被害を受ける可能性が少なく、また、都市が持つ災害危険なども共通するところがあることから、名古屋市、大阪市、堺市、神戸市と本市の間において、災害防衛活動全般にわたる消防相互応援協定を締結しています。

■ 消防広域応援体制

全国の消防機関相互による援助体制として、平成7年に緊急消防援助隊が発足し、市町村、都道府県の区域を越えた消防力の広域的な運用が図られており、本市でも緊急消防援助隊に登録し、必要な部隊の派遣体制を整えています。

受援体制

地震等の大規模災害時には、近隣府県から緊急消防援助隊が京都市に応援出動してきます。これら緊急消防援助隊だけでなく、様々な協定に基づく応援部隊を集結させ、受け入れる一大拠点が京都市消防活動総合センターです。同センター内の消防学校本館4階の作戦情報室には、消防局の指揮命令の中核である消防指令センターに直結した情報通信ネットワーク端末機を備えており、ここに受援本部を設置し、応援部隊の管理や効果的な部隊運用を行います。また、同センターの後方支援機能をいかして、活動に必要な資器材や燃料の補給、車両や器材の緊急修繕等を行い、長期にわたる災害活動を支えます。



東日本大震災時に緊急消防援助隊「四国隊」及び「九州隊」の現地へ向かう中継地点として使用

消 防 の 通 信 施 設

消防指令システムと通信機器による災害対応

最新のコンピューターと通信技術を駆使し、119番通報受付から出動隊の編成、出動指令、現場支援、災害の収束まで統括して処理する総合的なシステムです。迅速・確実な出動態勢を確保するとともに、あらゆる災害に対する消防対応力を高め、被害の軽減と救命効果の向上を図っています。



消防指令センター

消防指令システム

■ 主な特徴

● 災害の種別に応じた部隊を瞬時に編成

消防指令センターでは、消防車や救急車の位置や活動状況をリアルタイムに管理しており、119番通報の位置情報を通知する装置や位置情報から地図を検索して災害地点を迅速に把握する装置などを設置し、各装置が連動しながら災害現場へ直近順に適切な部隊を出動させる自動出動指定装置を運用しています。これらは、119番通報受信時に通報者からの通報内容を聴取中でも、出動部隊の指令を行うことができ、受信から出動までの時間の短縮を図っています。

● 消防指令センターと現場の部隊等が災害情報を共有

消防指令センターと現場の部隊等が災害情報を共有するため、車載端末装置や現場指揮支援システム等を活用しています。

車載端末装置		出動中の部隊へ迅速な情報提供を行うため、指令情報や現場付近の地図、消防水利、建物の情報、病院情報などの情報を伝送することができ、消防車や救急車等に搭載しているもの。
現場指揮支援システム	指揮本部支援端末	災害現場指揮本部等において、安全で的確な現場活動を支援するため、消防指令センターや各指揮者との情報共有、消防ヘリコプターからの映像等の確認、各指揮者の活動を把握することができる端末を配備しているもの。
	指揮者用携帯端末	
救急活動支援端末		救急病院の受入状況の確認・検索機能を有し、救急現場において、傷病者の観察結果を指令センターに送信することで、医療機関への搬送時間の短縮を図るため配備しているもの。端末には、外国人観光客に対応する多言語翻訳アプリも導入しているもの。



車載端末装置



指揮本部支援端末



指揮者用携帯端末



救急活動支援端末

■ 大規模災害時の対応

地震等の大規模災害が発生した際には、消防指令システムと大規模災害情報共有システム、即時災害情報収集システムが情報を集約するとともに、必要な情報を効果的に使用することで災害対応に役立っています。また、消防指令センター内の可動式パーティションを開放し、隣接する指令作戦室と一体化するなど、通常災害から大規模災害対応へスムーズに移行することで、的確な活動方針等の作戦の立案、消防隊等の編成や重点配備を確保します。

大規模災害情報共有システム	多数の災害情報等を局本部と消防署所間で共有するシステムであり、共有する情報は項目ごとに担当部署へ送信され、対応状況がリアルタイムに更新される。
即時災害情報収集システム	局本部から発信する調査依頼メールを受けて、京都市内居住の消防職員が、携帯電話メールにより市内の被災状況等を局本部へ送信することにより、情報収集を行うことができるもの。



→
(大規模災害時)
可動式間仕切り
パネルを開放



■ 災害受信

119番通報では、NTTの一般加入電話をはじめ、携帯電話、PHS、IP電話から受信しています。

また、高齢者や身体に障害がある方等からの119番通報として、あんしんネット119やNET119緊急通報システム、消防ファクシミリを活用し通報することもできます。

これらは、位置情報通知システムにより、通報時の住所や位置情報を消防指令センターのディスプレイに表示することができます。



消防指令センター ディスプレイ

あんしんネット119 (緊急通報システム)	高齢者や身体に障害のある方等が利用し、通報できるシステムで、機器のボタンを押すと通報できるもの（本体ボタン、ペンダント型、枕元のそれぞれの押しボタンがある。）。
NET119緊急通報システム	聴覚、言語機能又は音声機能に障害のある方が携帯電話やスマートフォンのインターネット機能を利用し通報できるシステムで、日本全国どこからでも通報が可能（GPS機能を使って通報者の位置情報が把握でき、当該地域を管轄する消防本部に通報できる。）。
消防ファクシミリ	聴覚、言語機能又は音声機能に障害のある方が所定の様式を用いて、ファクシミリで通報できるもの。



緊急通報システム



NET119 通報画面

通信機器

■ 有線系設備

消防電話や一斉指令電話等は有線回線を使用し、消防指令センターや消防署所間等の通信を行っています。

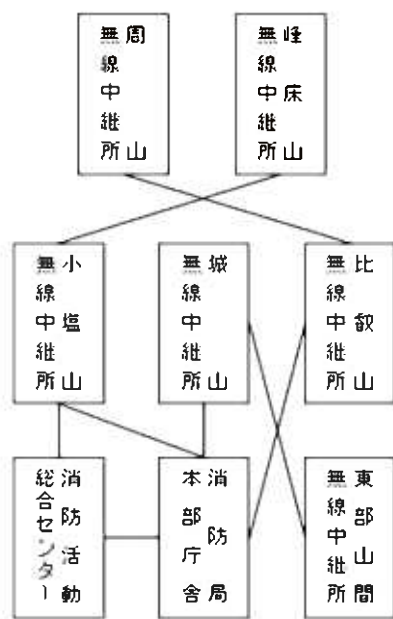
消 防 電 話	消防局と消防署所間及び消防署所相互間で日常業務等の通信を行うための電話で、消防局、消防署本署間は有線回線(3回線)で、消防出張所は有線回線(2回線)で通信を行っているもの。 ※ 消防局及び消防署は無線回線(3回線)も有している。
一 斉 指 令 電 話	消防指令センターから各消防署所へ音声による出動指令や、消防署所への駆け付け通報等があった際に消防署所から消防指令センターへ指令電話による災害受信連絡を行うもの。 消防局と消防署(本署・分署)及び消防出張所間については専用回線で通信を行っている。
業務 OA 系光回線	消防局と各消防署所間のネットワークを構築する回線で、データ指令、消防業務及び消防局のグループウェアに使用しているもの。
救 急 専 用 電 話	消防指令センターと救急告示病院との間で受入交渉等の必要な情報交換を行うもので、専用線(各病院1回線)で通信を行っているもの。

■ 無線系設備

● 多重無線

消防局本部、消防活動総合センター及び各無線中継所を結ぶ多重無線ネットワークを構築しています。回線のループ化を図り、システム全体の信頼性を強化しています。

消防局・消防活動総合センター間通信回線	消防局本部と、大規模災害時に受援本部となる消防活動総合センターとの災害映像及び消防電話用回線として活用している。
消 防 救 急 無 線 接 続 回 線	無線中継所に設置している消防救急無線基地局の接続回線(アプローチ回線)として活用している。
高 所 カ メ ラ 映 像 伝 送 回 線	無線中継所に設置している高所カメラの映像伝送用回線として活用している。
防 災 行 政 無 線 接 続 回 線	防災危機管理室(行財政局)が運用する防災行政無線基地局の接続回線等として活用している。



多重無線ネットワーク図



無線中継所及び高所カメラ

京都市消防局	消防活動総合センター	比叡山
東部山間	小塩山	周山

高所カメラ設置箇所

● 消防救急無線

災害現場等で活用する消防救急無線は、消防車両等と消防指令センター間の指令管制や指揮情報用として、13 のチャンネルを使用しています。消防局本部庁舎の基地局に加え、東部山間無線中継所、周山無線中継所、峰床山無線中継所、比叡山無線中継所等にも基地局を設置し、ほぼ市内全域での無線通信が可能となっています。また、大規模災害等における他の機関との通信用として、1つのチャンネルを実装しています。



活動波 1 ～ 9	京都市消防局の専用電波（主に消防用）
活動波 10 ～ 13	京都市消防局の専用電波（主に救急用）
主運用波 1	京都府内の他消防機関との共通の電波
統制波 1 ～ 3	全国の他消防機関との共通の電波

● その他の現場無線

署 活 動 用 無 線	大災等の災害現場内での隊員相互の情報連絡用として使用しているもの。 用例 隊員 A「放水はじめ」 → 隊員 B「了解」
防災相互通信用無線 （防災相互連絡波）	災害発生時に、自衛隊、警察等の防災関係機関が情報連絡を行うために設けられた無線（周波数）である。 ※ 防災相互連絡波（警察、自衛隊等防災関係機関との共通電波）
ヘリテレビ 電 送 用 無 線	消防ヘリコプターにテレビカメラを搭載し、カラー映像及び赤外線映像を消防指令センター及び災害現場指揮本部へ伝送するもので、映像用及び連絡用の電波を使用している。地震等の大規模災害、山林大災及び救助・救急事故等に山動し、迅速、的確な情報把握、消防活動の効率化及び災害の規模に応じた市民の避難誘導等に活用するもの。

■ 衛星通信

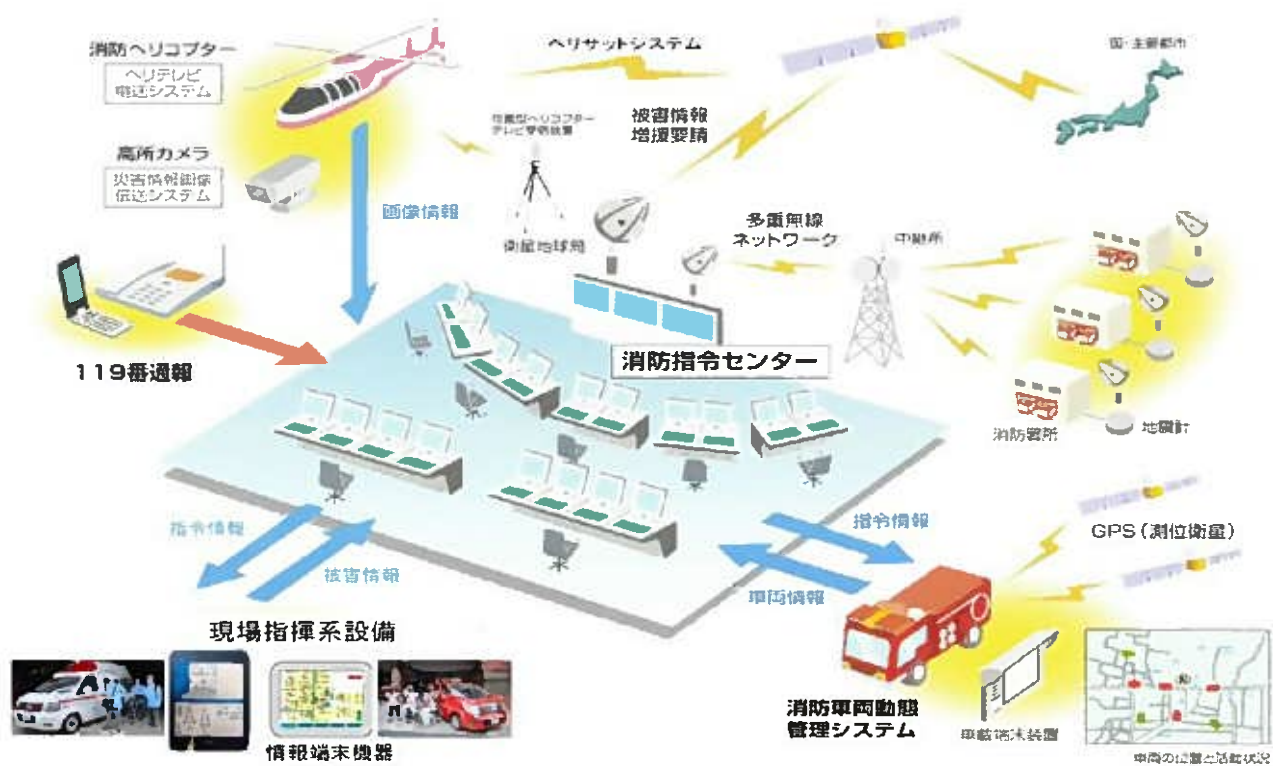
無 線 中 継 車	山岳等の消防用無線不感地域において無線中継車を活用し、災害現場と消防指令センター間を衛星回線ネットワークを使用して、無線通信を行うことができる。
ヘリサットシステム	ヘリテレビの映像をヘリコプターから衛星に直接送信することができるヘリサットシステム（ヘリコプター衛星通信システム）を設置している。山岳部等で電波が遮られることなく送信することができる。
航 空 無 線	消防ヘリコプターとヘリポート、消防指令センター、航空管制塔及び他の航空機との間において、運航上の情報連絡を行うことができる。
災害情報画像伝送システム	地震等の大規模災害発生時における高所カメラ等の災害状況映像を、地上の災害の影響を受けない通信衛星（スーパーバード）を利用して総務省消防庁、京都府庁、他都市の消防本部へ送り、即時応援体制を確立するためのシステム。比叡山、東部山間、小塩山等の高所カメラやヘリテレビからの映像は、消防局屋上の衛星地球局から送信できる。



無線中継車



ヘリサットシステム



消防通信施設概要図

救 助 体 制

火災をはじめ交通事故や水難事故から人命を救助する活動は、消防の最も重要な活動です。京都市においても、人命を損なう各種の災害に的確に対処し市民の生命を守るため、救助隊、救急隊、更には航空機隊等が相互に連携を強化し、一体となって日々、救助技術の練磨に努めています。

また、国内外で震災等の大規模な災害が発生した場合には、緊急消防援助隊や国際消防救助隊を派遣する体制をとっており、電磁波探査装置等の高度な救助用器材を装備しています。

救助体制

火災現場で逃げ遅れた人、交通事故により車両内に閉じ込められた人、列車事故により電車の下敷きになった人、工場等で作業中に機械に挟まれた人、集中豪雨等により倒壊した家屋の下敷きとなった人等の救出に備えて、救出活動に専従する6隊の救助隊と救助活動を兼務する6隊の消防隊に様々な救助用器材を装備させて市内の各消防署に配置するとともに、都市型災害に備えて大型はしご車やクレーン車等を配置し、市内各地域において直ちに即応できる体制をとっています。

さらに、より高度な救助能力を持つ上烏羽特別高度救助隊を南消防署に配置しており、電磁波探査装置、二酸化炭素探査装置等の高度探査装置やNBC災害に対応する特殊災害対策車、大規模災害、特殊災害時に他の関係機関と情報を共有し、活動の調整などを行う現地指揮本部や、現場指揮本部等として運用する災害現場指揮支援車、トンネル火災等において大型ブローア装置により濃煙や熱気排除を行うほか、救助事故等の際に高圧水流で様々な対象物に対して火花を出さずに鉄板を切断するウォーターカッター装置を搭載した特別高度工作車等を配置し、震災等の大規模災害やNBC災害など特殊で困難な救助活動にも対処できる体制を整えています。

人命救助救援協約締結団体

多数の死傷者を伴う大規模な災害が発生した場合等には、団体を挙げて救急救助活動に入れるようあらかじめ警備計画を樹立しているほか、特殊機械や技術等について民間協力団体と人命救助に関する協約を締結しています。

■ 協約締結団体

株式会社日本サルベージ・サービス、社団法人日本溶接協会京都府支部、京都地下水有限会社

救助用器材

■ 救助隊の主な救助用器材

器 材 名 称	用 途
三 連 は し ご	はしごを伸ばすことにより、建物の2、3階に逃げ遅れた人を救助する。
油 圧 式 ジャ ッ キ	油圧により最大20トンの力で重量物を持ち上げ救助する。
エンジンカッター	エンジン駆動によりカッターディスクを回転させドア等の切断を行い救助する。
大型油圧スプレッダー 大 型 油 圧 切 断 機	事故車両のドア等を最大7トンの力で開放し、28トンの力で切断し救助する。
マット型空気ジャッキ	空気圧でマット型のバッグを膨らませ最大60トンの重量物を持ち上げ救助する。

■ 上鳥羽特別高度救助隊の主な救助用器材

器材名称	用 途
画 像 探 索 機	C C Dカメラにより、地中の内部状況をモニターに映して生存者を探査する。
地 中 音 響 探 知 機	音響及び振動センサーにより地中の生存者の音を探査する。
電 磁 波 探 査 装 置	電磁波によりがれき等に生き埋めになった生存者の呼吸等の動きを探査する。
二酸化炭素探査装置	二酸化炭素やアンモニアを高感度で検知し、がれき下等の生存者を探査する。
水 中 探 査 装 置	水中の映像をモニターに映し出し、水中の行方不明者を探査する。
地 震 警 報 器	地震による初期微動を感知し、本震が到達するまでの時間を探知する。

■ 京丹後市土砂崩れ災害（平成 18 年 7 月 19 日）

京丹後市長からの要請を受けて京都府広域消防相互応援協定に基づき、人命救助活動のために、梅雨前線の集中豪雨に伴う土砂崩れ現場へ本部指揮救助隊等を派遣したもので、電磁波探査装置や画像探索機等の高度救助資機材を活用し、要救助者の検索活動を実施しました。

◇ 電磁波探査装置



ライフディテクター



レスキュースキャン



◇ 画像探索機

簡易画像探索機



画像探索機Ⅰ型



航空体制

京都市消防航空隊の概要

所在地 伏見区横大路千両松町
京都消防ヘリポート

編 成 航空隊長以下 15 名
ヘリコプター 2 機
(ひえい号, あたご号)

体 制 24 時間運航体制



型式	エアバス・ヘリコプターズ式 AS365N3 ドーファン II
諸元	
主要寸度	
最大全長	13.68m
ローター直径	11.94m
最大全高	3.80m
最大離陸重量	4,300kg
エンジン	ターボメカ社製アリエル 2C×2 基
最大出力	851 馬力×2 基
最大乗員乗客数	14 名
最大航続時間	3 時間 40 分
最大速度 (時速)	175 ノット (324 km)
装 備	ホイス、カーゴスリング、GPS 装置、 ウォーターバケット (545 ㍓)、拡声装置、 リベリング装置、自動操縦装置、計器飛行装置、 サーチライト、防振可視カメラ、赤外線カメラ、 ヘリテレビ電送システム、エアコン、TCAS (空中衝突防止装置)、機外消火用タンク (900 ㍓)、 ワイヤーカッター (安全装置)、 動態管理システム、衛星電話、救助資器材

■ 任務

- ・ 火災、水難及び山岳遭難等の航空救助活動、救急活動
- ・ 自然災害や大規模災害等における上空偵察、消防隊等の誘導及び物資や消防装備等の空輸
- ・ 林野火災における上空からの情報収集と空中消火活動
- ・ ヘリテレビ電送装置による災害現場映像の現場指揮本部及び消防指令センター等への電送、衛星地球局、ヘリサット (直接衛星通信システム) を利用しての国や他の地方公共団体への映像配信
- ・ 大規模災害発生時における緊急消防援助隊航空部隊としての活動



林野火災における空中消火活動



ヘリテレビ電送システム



緊要消防援助隊集結地 (熊本空港)

京都市消防航空隊の沿革

年	月	内容
昭和 47 年	3 月	京都消防ヘリポート完成
	4 月	消防航空隊発足、「きょうと号」配備
	7 月	ヘリコプターによる初めての救急患者搬送を実施
昭和 48 年	7 月	林野火災において初めての空中消火活動を実施
	9 月	「四都市消防航空相互応援協定」締結(京都, 大阪, 神戸, 名古屋)
昭和 63 年	2 月	ヘリポート, 管理棟, 格納庫の拡充整備
	4 月	「きょうと 2 号」配備(2 機体制)
		ヘリコプターテレビ電送システム運用開始
平成元年	12 月	「京都府広域消防相互応援協定」締結
平成 4 年	4 月	「あたご」配備(「きょうと号」後継)
		「きょうと 2 号」を「ひえい」に名称変更
		心電図電送システム運用開始
平成 7 年	1 月	阪神・淡路大震災に派遣(～3 月, 延べ 75 回)
平成 8 年	2 月	「近畿 2 府 7 県震災時等の相互応援に関する協定」締結
	4 月	「四都市消防相互応援協定」締結(京都, 大阪, 神戸, 名古屋)
平成 16 年	1 月	京都府と「大規模な災害等の発生に伴う航空消防防災活動に関する協定」締結
	7 月	緊急消防援助隊として福井豪雨災害に派遣
	10 月	台風 23 号被害に伴い京都府北部地域へ派遣
平成 17 年	4 月	新「ひえい」配備(「ひえい」後継機)
	4 月	兵庫県「R 福知山線脱線事故」へ派遣
平成 19 年	1 月	奈良県吉野郡土砂災害へ派遣
	3 月	能登半島地震へ派遣
	6 月	舞鶴市紡績工場火災へ派遣
	7 月	新潟県中越沖地震へ派遣
平成 20 年	4 月	救急救命士配置
平成 22 年	4 月	ヘリポート夜間灯火運用開始
平成 23 年	3 月	東日本大震災へ派遣
	8 月	総務省消防庁から無償使用制度により新「あたご」配備(「あたご」後継機)
	9 月	24 時間運航開始
		台風 12 号被害に伴い和歌山県へ派遣
平成 24 年	8 月	京都府南部豪雨に伴い宇治市へ派遣
平成 25 年	4 月	「あたご」ヘリサットシステム運用開始
平成 26 年	4 月	京北消防ヘリポート運用開始
平成 28 年	4 月	平成 28 年熊本地震へ派遣
平成 30 年	6 月	大阪北部地震へ派遣

緊急消防援助隊の派遣状況

■ 派遣部隊の登録状況

緊急消防援助隊は、阪神・淡路大震災を教訓に全国の消防機関による応援を速やかに実施するため、平成7年に創設されました。平成16年4月には、消防組織法の改正により法律に基づいた部隊となり、平成31年4月現在、全国6,421部隊（重複含む。）が登録されています。

京都市においては、消防ヘリコプターを運用する航空小隊や都道府県隊をまとめるための指揮支援隊をはじめ、消火・救助・救急小隊など、多くの部隊を登録し、大規模災害に備えています。

※ 平成31年4月現在の登録隊数 （複数部隊への重複登録を含む。）

- ・指揮支援隊… 3隊
- ・京都府大隊指揮隊… 1隊
- ・統合機動部隊指揮隊… 1隊
- ・消火小隊… 17隊
- ・救助小隊… 2隊
- ・救急小隊… 5隊
- ・通信支援小隊… 1隊
- ・後方支援小隊… 8隊
- ・特殊災害小隊… 3隊
- ・特殊装備小隊… 11隊
- ・航空小隊… 2隊
- 計…54隊



■ 派遣状況（平成31年4月1日現在）

京都市消防局では、消防庁長官の求め・指示により、創設以来10回出動しています。

1	【平成15年十勝沖地震】出光興産北海道製油所原油タンク火災に伴う警戒活動 平成15年10月13日～22日（10日間） 北海道苫小牧市 3隊7名派遣 〔指揮隊1、消火隊2〕 消防庁山典
2	【平成16年7月福井豪雨】浸水家屋に取り残された住民の救助活動等 平成16年7月18日～19日（2日間） 福井県月見4丁目、5丁目 12隊52名派遣 〔指揮支援隊2、京都府指揮隊1、 消火隊1、救助隊3、救急隊1、 後方支援隊3、航空小隊1〕

	【ＪＲ西日本福知山線列車事故】列車事故に伴う情報収集活動
3	平成17年4月25日 兵庫県尼崎市 1隊5名派遣【航空小隊】（ヘリTV電送システムを使用した消防庁への事故状況の電送等）
	【奈良県吉野郡上北山村土砂崩れ車両埋没事故】土砂崩れによる車両埋没事故に伴う指揮支援活動等
4	平成19年1月30日 奈良県吉野郡上北山村 2隊7名派遣【指揮支援隊1，航空小隊1】 （ヘリTV電送システムを使用した消防庁への事故状況の電送等）
	【平成19年能登半島地震】地震被害に伴う指揮支援活動等
5	平成19年3月25日～26日（2日間） 石川県金沢市，輪島市 3隊15名派遣【指揮支援隊2，航空小隊1】 （指揮支援活動及びヘリTV電送システムによる情報収集）
	【平成19年新潟中越沖地震】地震被害に伴う情報収集活動
6	平成19年7月20日～23日（4日間） 新潟県新潟空港，柏崎 1隊5名派遣【航空小隊】 （救急搬送活動及びヘリTV電送システムによる情報収集）
	【東日本大震災】津波被害に伴う救助活動等
	陸上隊 宮城県本吉郡南三陸町 平成23年3月11日～4月13日（34日間）延べ159隊，495名派遣
	  
	航空小隊 山形県，長野県，宮城県，福島県 平成23年3月11日～18日，3月18日～25日，4月1日～5日，4月10日～14日（20日間） 延べ4隊，20名派遣
7	  
	福島第一原子力発電所 平成23年3月27日～31日（5日間）延べ11隊，40名派遣
	  

【平成 28 年熊本地震】地震被害に伴う情報収集や要救助者の検索活動等

- ・ 陸上隊 熊本県熊本市，南阿蘇村
平成28年4月16日～22日（7日間）
延べ46隊，126名派遣



- ・ 航空小隊 南阿蘇村
平成28年4月16日～17日（2日間）
延べ1機，4名派遣



【大阪府北部地震】地震被害に伴う情報収集

- ・ 航空小隊 大阪府北部地域
平成30年6月18日
延べ1機，5名派遣

【平成30年7月豪雨】豪雨災害に伴う要救助者の検索活動等

- ・ 陸上隊 広島県安芸郡熊野町川澄地区，広島市安芸区矢野地区，安芸郡坂町小屋浦地区
平成30年7月12日～8月1日（21日間）
延べ68隊，228名派遣



国際消防救助隊の派遣状況

国際消防救助隊の派遣状況



国際消防救助隊
ワッペン

京都市消防局では、海外において大規模な災害が発生した場合に消防機関の高度な資機材や技術を活用した捜索救助活動等を実施する「国際消防救助隊」に、11名の救助隊員を総務省消防庁に登録しています。

総務省消防庁は、国際消防救助隊を昭和61年の発足から現在まで、世界各地の被災地に20回派遣しており、京都市消防局はそのうち5回の派遣実績があります。



■ 台湾地震

平成11年9月に台湾中央部で発生した地震では、救助隊員4名（中隊長1名、隊員3名）を派遣しました。

地震発生日時	平成11年9月21日(火)2時47分(日本時間)
震源地／規模	台湾中央部付近／マグニチュード7.7(米国地質調査所発表)
被害	死者2,375名, 負傷者10,002名
派遣期間	平成11年9月21日～9月28日(8日間)
派遣先	台中県, 南投県, 台北直轄市及びその周辺
派遣人数	国際消防救助隊員46名
任務	倒壊建物内の捜索及び救助活動
活動内容	8市町村(市・郷・鎮)の17現場で32回出動, 85カ所検索 8名発見, 7名救出(生存者はなし)

■ アルジェリア地震

平成15年5月にアルジェリア民主人民共和国ブーメルデス県ゼンムリ市付近で発生した地震では、救助隊員2名（隊員）を派遣しました。



地震発生日時	平成15年5月22日(木)3時45分(日本時間)
震源地／規模	ブーメルデス県ゼンムリ市付近／マグニチュード6.7(米国地質調査所発表)
被害	死者2,266名, 負傷者10,000名以上
派遣期間	平成15年5月22日～5月29日(8日間)
派遣先	首都アルジェ東方約50kmのブーメルデス県ゼンムリ市内
派遣人数	国際消防救助隊員17名
任務	倒壊建物内の捜索及び救助活動
活動内容	ゼンムリ市内の6階建てホテル倒壊現場の捜索及び救助活動 6名発見, 6名救出(うち生存者1名救出)

■ モロッコ地震

平成16年2月にモロッコ王国アル・ホセイマで発生した地震では、救助隊員1名（隊員）を派遣しました。



地震発生日時	平成16年2月24日（火）11時27分（日本時間）
震源地／規模	アル・ホセイマ／マグニチュード6.4（米国地質調査所発表）
被害	死者628名，負傷者926名
派遣期間	平成16年2月25日～3月1日（6日間）
派遣先	モロッコ王国北東部ホセイマ付近
派遣人数	国際消防救助隊員7名
任務	倒壊建物内の捜索及び救助活動
活動内容	タマント等の4地域を視察（救助活動サイトの確認）等

■ ニュージーランド南島地震

平成23年2月にニュージーランドクライストチャーチ市近郊で発生した地震では、救助隊員3名（小隊長1名，隊員2名）を派遣しました。



地震発生日時	平成23年2月22日（火）8時51分頃（日本時間）
震源地／規模	クライストチャーチ市近郊／マグニチュード6.3（推定値）
被害	死者181名（うち邦人28名）
派遣期間	第1次：平成23年2月22日～3月3日（10日間） 第2次：平成23年2月28日～3月8日（9日間） 第3次：平成23年3月5日～3月12日（8日間）
派遣先	ニュージーランド南島クライストチャーチ市
派遣人数	国際消防救助隊員33名（第1次：17名，第2次：8名，第3次：8名）
任務	倒壊建物内の捜索及び救助活動
活動内容	倒壊したCTVビルの捜索及び救助活動 国籍・身元不明の複数の遺体を発見

■ メキシコ合衆国地震災害

メキシコ合衆国モレロス州アソチアバン市南東付近で発生した地震では、救助隊員3名（隊員）を派遣しました。



地震発生日時	平成29年9月20日(水)3時14分頃（日本時間）
震源地／規模	メキシコ合衆国モレロス州アソチアバン市南東12km ／マグニチュード7.1(推定値)
被害	死者369名、負傷者約8,800名
派遣期間	平成29年9月21日～9月28日まで（8日間）
派遣先	メキシコ合衆国（メキシコシティ）
派遣人数	国際消防救助隊員17名
任務	倒壊建物内の捜索及び救助活動
活動内容	メキシコシティの3箇所（ブレターニャ、オブレゴン、トラルバン）の倒壊建物の捜索及び救助活動、1名を救出（生存者はなし）

消防救助活動器材

消防救助活動用器材の種類等

火災、救助等の各種災害活動用器材を配備して有効に活用しています。

器具の種類	器具の内容
放水器具	ホース（50 mmホース、65 mmホース）、放水ノズル（ガンタイプ、ストレート、ダブルコントロール、切替え）、泡ノズル、高発泡発生装置（発泡装置）、放水銃座、放水砲、小型動力ポンプ、ジェットシューター
救助器具	マット型空気ジャッキ、救助用ロープ、油圧式救助器具、かぎ付はしご、三連はしご、チェーンソー、可搬式ウインチ、削岩機、電動鋸、携帯式溶断器、救命索発射銃、空気式救助マット、救助担架、緩降機、救助用支柱器具、救助用縛帯、潜水器具、救助ボート、救命浮環、救助検索棒、空気切断器、画像探索機、地中音響探知機、熱画像直視装置、夜間用暗視装置、地震警報器、電磁波探査装置、二酸化炭素探査装置、水中探査装置
保安器具	ウェットスーツ、ドライスーツ、放射線防護服、化学防護服、救命胴衣、空気呼吸器、空気ボンベ、循環式酸素呼吸器、放射線測定器、有毒ガス測定器、酸素欠乏爆発ガス警報器、可燃性ガス検知器、可搬型ガスクロマトグラフ質量分析装置、生物剤検知装置、化学剤検知器
大規模災害対策用備蓄器材	大地震災害用小型動力ポンプ、小型ポンプ（台車付）、可搬式放水砲、折たたみリヤカー、可搬式照明器具、携帯用救助工具、コンクリート破砕器、油圧鉄線鋏、鉄筋カッター、レスキューザック、長尺バール、燃料携行容器、サバイバルシート
その他	船外機、可搬式発動発電機、投光器、可搬式排煙機、可搬式組立水槽、ウォーターバケット、可搬（携帯）無線機、除染シャワー、H I D携帯型照明装置



救 急 体 制

京都市消防局では、市内の全救急隊に救急救命士を配置し、メディカルコントロール体制(医師による医学的な観点から、救急救命士等が行う救命処置等の質の確保及び評価を行い、更なる救命効果の向上を図るための体制)の下、救命効果の更なる向上に取り組んでいます。

■ 救急救命士

救急救命士は、心肺機能停止状態の傷病者に対し、医師の包括的指示下での自動体外式除細動器による除細動、医師の具体的指示の下に行う静脈路確保のための輸液、器具(食道閉鎖式エアウェイ、ラリングアルマスク又は気管内チューブ)を使用した気道の確保及び薬剤投与など、高度な救急救命処置を行うことができます。

京都市消防局では、平成5年7月から救急救命士の業務を開始し、現在、消防署や消防出張所に配置された高規格救急車に救急救命士が乗り組み、24時間体制で活動しています。



● 救急救命士の沿革

平成 3 年 4 月	救急救命士法の制定
平成 5 年 7 月	京都市消防局における救急救命士業務の開始
平成 15 年 4 月	救急救命士施行規則の一部改正(平成 15 年 3 月)が施行され、包括的指示により救急救命士による除細動が実施可能となった。
平成 16 年 7 月	救急救命士法施行規則第 21 条第 2 号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する器具の改正(平成 16 年 3 月)が施行され、気管挿管が実施可能となった。
平成 18 年 4 月	救急救命士法施行規則の一部改正(平成 17 年 3 月)が施行され、心臓機能停止状態の傷病者に対し薬剤投与が実施可能となった。
平成 21 年 3 月	「救急救命処置の範囲等について」の一部改正(平成 21 年 3 月)が施行され、アナフィラキシーショックで生命が危険な状態にある傷病者が自己注射可能なアドレナリン製剤(商品名：エピペン)を交付されている場合、救急救命士による当該アドレナリン製剤を用いた薬剤投与が実施可能となった。
平成 26 年 10 月	救急救命士法施行規則の一部改正が施行(平成 26 年 4 月)され、心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与が実施可能となった。



■ AEDを使った救命処置の拡大

平成 16 年 7 月 1 日から、非医療従事者(医師、看護師、救急救命士以外の者)による AED(自動体外式除細動器)の使用が認められました。心室細動による心機能停止状態になると、除細動の実施が 1 分遅れるごとに生存退院率が 7~10%ずつ低下すると言われており、救急車の到着までに、その場に居合わせた市民による AED を含めた応急手当が非常に重要となってきます。平成 17 年度から従来の心肺蘇生法等に AED の取扱いを加え、救命講習の受講を広く市民に参加勧奨し、いざというときに応急手当のできる人づくりに取り組んでいます。

救急車の配置器材

分 類	品 名
観 察 用	体温計 血圧計 聴診器 検眼ライト 生体情報モニター 携帯型血中酸素飽和度測定器 血糖測定器
呼吸・循環 管 理 用	手動式人工呼吸器 自動式心マッサージ器 携帯用人工呼吸器一式 電動式吸引器 経鼻・経口エアウェイ マギール鉗子 喉頭鏡 自動体外式除細動器 食道閉鎖式エアウェイ ラリングアルマスク 気管内チューブ 輸液セット アドレナリン ブドウ糖
創 傷 等 保 護 用	三角巾 滅菌ガーゼ 滅菌アルミシート 陰圧式固定具 頸部固定用副子 スクープストレッチャー ロングボード
保温・搬送用	ストレッチャー 毛布 ターボリン担架 ディスプレイシート 保育器
感染防止用	サージカルマスク、N-95 マスク ゴーグル シューズカバー 感染防止衣 車内消毒器 患者搬送用アイソレーター



携帯型血中酸素飽和度測定器



血糖測定器



手動式人工呼吸器



自動式人工呼吸器



携帯用人工呼吸器



電動吸引器



自動体外式除細動器



生体情報モニター



陰圧式固定具



スクープストレッチャー



ロングボード

京都市救急教育訓練センター

文部科学省・厚生労働省令「救急救命士学校養成所指定規則」により、平成5年に救急救命士養成所として指定を受け、京都市救急教育訓練センターが開設されました。

平成25年には、厚生労働省に移設の承認を受け、より充実した救急教育・訓練の設備を有する京都市消防学校へ移設しました。

指定基準に従い、35名の受講生を収容する普通教室、実践的なシミュレーション訓練を行う訓練用救急自動車を配備した実習室、教育上必要な機械器具・模型標本、図書室及び視聴覚器材一式等が設備されています。また、医師を含む専任教員を配置するとともに、各医科大学、救命救急センター、医療機関から講師を派遣していただいています。

平成5年度から救急救命士の養成を開始し、平成30年度までに831名を養成したほか、救急課程(救急隊員資格取得教育)及び現任救急隊員教育の実施施設としての機能を果たしています。

医療機関との協調

関係医療機関と定例又は随時に協議を行い、救急救命士が24時間いつでも特定行為に対する指示を受けられる「京都救命指示センター」への医師の派遣をはじめ、傷病者の受入れ体制確保など、救急業務の円滑な実施について連携を深めています。

さらに、平成8年1月に京都府医師会と締結した「集団救急事故発生に伴う医師等の協力に関する協定」について、平成21年4月に祇園地域で発生した集団救急事故を踏まえて見直しを行い、医師の協力要請を迅速かつ柔軟に対応できる体制を整えています。

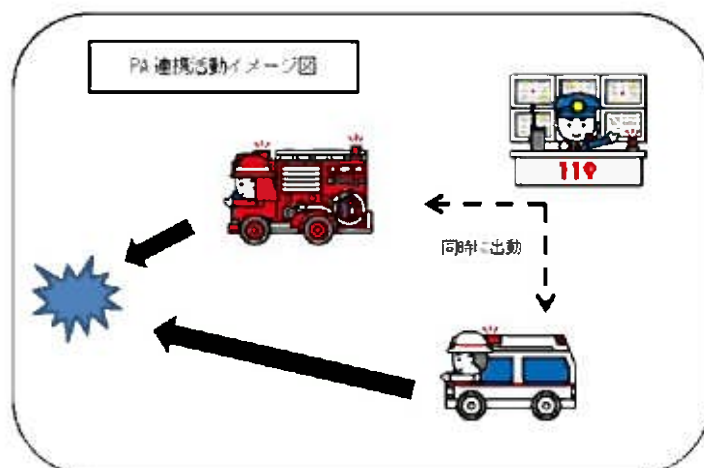


PA連携活動

救急現場において消防隊と救急隊が連携して救急活動を行うことの総称で、ポンプ車(Pumper)と救急車(Ambulance)の双方の頭文字から「PA」と呼ばれ、全国の消防本部において広く使用されている用語です。119番受信時に心肺機能停止状態などが疑われる場合に、救急隊と同時に消防隊や救助隊が出動し、AEDを活用した心肺蘇生法などの救急支援活動(PA連携活動)を速やかに行う体制を整えています。

PA連携活動で出動するとき

- ・心肺機能停止状態が疑われ、消防隊や救助隊が早く到着されると予想されるとき
 - ・救急事故現場の状況により、救急支援が必要であると認めるとき
- (救急隊だけでは搬送が困難、傷病者や救急隊の安全を確保する必要があるなど)



応急手当の普及啓発

応急手当の普及啓発

目の前で人が倒れた場合に、居合わせた人がすぐに応急手当を始めれば、救命率は向上します。京都市消防局では、一人でも多くの市民の皆様に応急手当の知識や技術を身に付けていただくため、救命講習を開催しています。

平成16年7月に、一般市民によるAED（自動体外式除細動器）の使用が認められたことから、AEDの使用方法等を含めた「普通（上級）救命講習」や「応急手当普及員講習」を実施しています。

さらに、平成21年4月から小学5・6年生を受講対象とした「救命入門コース」、平成26年2月から「e-ラーニングを活用した普通救命講習」を開始しました。

当局では、平成16年度に「いざというときに応急手当のできる人づくり推進計画」を策定するとともに、応急手当の普及啓発を積極的に推進しており、平成31年3月末で救命講習修了者は延べ57万人を超えました。

また、AEDの設置促進のための事業所間ネットワークである「安心救急ネット京都」や救急事故発生時に通報の支援や応急手当をしていただく「安心救急ステーション」と連携を図り、応急手当の普及啓発をより一層推進します。



講習区分	時間	内容	平成30年度の修了者数
普通救命講習	3時間	・成人に対する応急手当	37,851名
		・小児、乳児及び新生児に対する応急手当	5,019名
上級救命講習	8時間	・成人に対する応急手当 ・小児、乳児及び新生児に対する応急手当 ・その他の応急手当	902名
応急手当普及員	24時間 (3日)	・成人に対する応急手当 ・小児、乳児及び新生児に対する応急手当 ・その他の応急手当 ・講習会の指導要領	519名
救命入門コース	90分 又は 45分	・基礎的な応急手当	3,704名

消防職員・団員の教育

消防職員・消防団員の教育

「消防活動総合センター」の各施設を活用した実践的な教育・訓練を行い、高度な知識と能力を備えた職員・団員を育成します。

職員教育の体系

消防職員教育の種別や基本計画、教育体制、効果測定等について規定された京都市消防職員教育規程に基づき、教育基本計画や年度計画を定め、職員教育を行っています。

職場教育	職務遂行に必要な知識、技能等について職場単位で行う教育
学校教育	職員を一定期間集合させ、管理監督能力や専門的知識を修得させる教育
主管課教育	局の各課が主管業務を担当する職員を対象に行う教育で、学校教育を除いた教育
派遣教育	本市行財政局や消防大学校等の教育機関へ職員を派遣して行う教育

職員の学校教育

初任教育、幹部教育、専科教育及び特別教育を実施し、新規採用職員をはじめ、現任の職員に対して、基礎知識や管理監督能力、専門的知識等の教育を行っています。平成29年度からは京都市消防学校において、京都市消防学校及び京都府立消防学校の、市府の連携強化を図る共同教育（初任教育、専科教育）を開始しました。

■ 初任教育

新規に採用された消防職員に対して、規律や共同精神を学ばせながら消防の責務を理解させ、職務に必要な基礎知識や技術を修得させる教育を行っています。

■ 幹部教育

職責に応じて必要な判断能力、職務遂行能力、管理監督能力等を向上させるための教育を幹部職員となる者に対して行っています。

■ 専科教育

予防、警防業務等において必要な専門的知識と技術を修得させるための教育を現任の職員に対して行っています。

■ 特別教育

初任・幹部・専科教育以外の教育で、社会人としての素養を向上させるための教育や救急救命士養成課程等、業務遂行上必要な資格取得のための教育を現任の職員に対して行っています。



消防体育の推進

消防隊等の災害現場活動や大規模災害時の活動に必要な体力と精神力を確保するため、組織全体で職員の体力管理（消防体育）を推進しています。各所属に体育管理者、体育副管理者、体育推進者を配置し、職員の体力管理を行うとともに、業務に必要な体力錬成を積極的に行う体制を構築しています。また、体力測定結果等から個々の体力を的確に把握、体力診断システムを活用し、職員一人一人に適した目標と錬成メニューの設定を行うなど、効率的に体力の維持管理を行っています。

消防団員教育

消防団幹部を対象とした「副団長教養講座」、「分団長・副分団長教育」、「大規模災害指揮教育」、「部長教育」、新入団員を対象とした「普通教育」、「機甲分団員教育」、「応急救護分団員教育」、専門的な知識・技術を身に着けるための専科教育「運転員・機関員教育」、「警防教育（水災課程・震災課程）」、消防団活動に必要な資格取得等を行う特別教育「第三級陸上特殊無線技士資格取得講習」、「応急手当普及員資格取得講習」、「女性消防団員防火安全指導隊研修」等を通じて市民指導能力の向上を図るとともに、水災や地震等の大規模災害に備えて小型動力ポンプや救助活動用器材等を活用した訓練を行っています。

職員教育実施結果

(平成 30 年度中)

種 別		受講人員	受講対象者
初任教育	第 156 期 (男性 34 名, 女性 4 名)	38	4 月採用職員
	第 157 期 (男性 13 名, 女性 1 名)	14	10 月採用職員
幹部教育	新任消防司令長課程	7	新たに課長級に昇任した職員
	新任消防司令課程	26	新たに係長級に昇任した職員
	新任消防司令補課程	51	新たに消防司令補に昇任した職員
	ステップアップ	46	
	新任消防士長課程	57	新たに消防士長に昇任した職員
	ステップアップ	53	
専科教育	警防課程 ※京都府 16 名含む	29	消防士長
	特殊災害課程 ※京都府 15 名含む	34	消防司令, 消防司令補にある者で, 指揮隊, 救助隊, 化学隊を運用する部隊に勤務
	予防査察課程 ※京都府 16 名含む	29	予防課員
	危険物課程 ※京都府 16 名含む	26	危険物担当者
	火災調査課程 ※京都府 15 名含む	27	消防司令補, 消防士長
	救助課程 ※京都府 20 名含む	37	消防士長, 消防士
	救急課程 ※京都府 50 名含む	84	新たに救急隊員になる職員, 特別初任教育
特別教育	水災		消防司令補以上
	水防工法		消防司令補以下
	高度救助	急流	消防司令補
	震災		消防司令補以上
	特別初任教育		特別初任教育生
	人権講座		消防職員全般
	障害者福祉講座		初任教育生
	手話講座		初任教育生, 消防職員全般
	救急救命士養成課程		救急救命士国家試験の受験予定職員
	消防通信課程		無線従事者(第 2 級陸上特殊)

消防学校の沿革

消防学校の沿革

京都市消防学校は、昭和23年3月7日の京都市消防局発足と同時に東山区智積院山内の旧京都府消防練習所に設置され、昭和25年1月に伏見区深草越後屋敷町に移転して同地で59年間を経た後、平成21年4月に現在地へ移転しました。

■ 京都市消防学校の歴史

昭和23年 3月7日	京都市消防局発足に伴い、消防学校を設置 (東山区東大路通七条南入東瓦町21番地 智積院山内(旧京都府消防練習所))
昭和25年 1月11日	伏見区に新築移転 (伏見区深草越後屋敷町61番地)
昭和42年 12月20日	校舎を木造建物から耐火建物に建替え
昭和49年 10月19日	屋内訓練場を新設
昭和52年 7月12日	水上訓練場を新設
昭和54年 6月4日	高層訓練塔を新設
平成21年 4月1日	現在地に新築移転 (南区上鳥羽塔ノ森下開ノ内21番地の3) ※ 消防活動総合センター(消防学校や訓練 施設等)として運用開始
平成29年 4月1日	京都府立消防学校と教育訓練の共同化を 開始



昭和25年頃の消防学校



昭和55年頃の消防学校



現消防学校(南区)

■ 歴史銘板

京都市消防局職員OBで組織されている「消防春秋会」から、京都市消防学校の沿革を明示した銘板を寄付していただき、消防学校内に設置しました。

この銘板は、消防学校の足跡を紹介するとともに、現消防学校しか知らない若手職員にこれまでの歴史を伝え、また、各種教育等で来校するベテラン職員にとっては自身の初任教育生時代を思い出し、消防人としての原点に立ち返るきっかけにもなるものです。



消防春秋会から寄付いただいた銘板



1階エントランスの北側壁面に設置

職務研究の推進

職務研究の取組

■ 消防研究発表会

職員の創意工夫と創造力の発揮により、業務改善等の研究を行った結果について、昭和 36 年（1961 年）から毎年、消防研究発表会を開催しています。そこで発表された研究論文や試作品は各方面から高い評価を得ています。

■ 第 59 回消防研究発表会

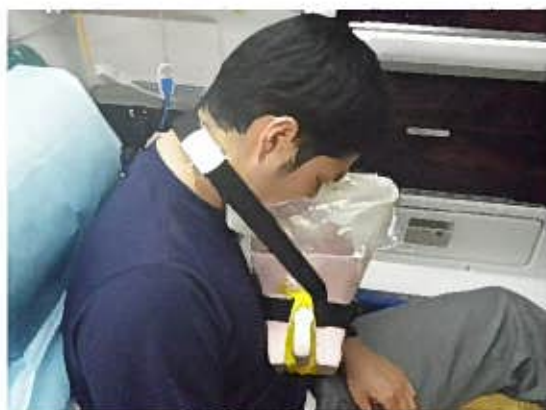
研究発表会の研究テーマは、消防装備の開発・改良、消防活動戦術、火災予防のための手法など広範囲にわたります。今回は、市内の各消防署・分署の消防職員が、業務の中で見つけた課題の克服に向けて取り組んだ調査や検証の結果など、12 作品を発表しました。

発表作品のうち審査で選ばれた作品については、総務省消防庁主催の「消防防災科学技術賞」や全国消防長会東近畿支部主催の「消防研究会」に応募し、更に「消防研究会」で支部長から推薦を受けた作品は、一般財団法人全国消防協会主催の「消防機器の改良及び開発並びに消防に関する論文」の募集に応募されます。

また、より効果があると思われる研究作品については、更なる研究及び検証実験を行い、実用化を推進します。



● 主な発表作品



密着性を向上させるのう盆補助器具



高齢者福祉施設 指導者用動画

消防研究発表の状況（平成 30 年度）

■ 第 59 回京都市消防研究発表会における発表作品

	件 数
発表作品	12
うち論文	10
うち機器	2

※ 平成 31 年度消防防災科学技術賞に、発表作品のうち論文 3 件を応募

■ 第 58 回全国消防長会東近畿支部消防研究会における京都市の発表作品数

	件 数
発表作品	3
うち論文	1
うち機器	2

※ 平成 30 年度全国消防協会に、発表作品のうち論文 1 件及び機器 2 件を応募

他団体への応募・受賞の状況（平成 30 年度）

■ 平成 30 年度全国消防協会に応募した京都市の発表作品数

	件 数
応募作品数	3
うち論文	1
うち機器	2
入賞作品	1

■ 総務省消防庁の平成 30 年度消防防災科学技術賞に応募した京都市の発表作品数

	件 数
応募作品数	3
うち論文	3
うち機器	0
入賞作品	2

全消会・消防庁 消防研究発表作品

京都市消防局では、消防研究発表会で発表された作品の中から毎年、一般財団法人全国消防協会主催の『消防機器の改良及び開発並びに消防に関する論文』と総務省消防庁主催の『消防防災科学技術賞』へ応募しています。

なお、『消防機器の改良及び開発並びに消防に関する論文』には、全国消防長会東近畿支部で行われる消防研究会において、支部長から推薦を受けた作品のみが応募されます。

■ 近年受賞した作品紹介（抜粋）

年度	受賞	タイトル	内容
平成30年	全国消防協会 優賞	透明吸管による可視化の効果及び教育ツールとしての展開	消防車の吸管を透明樹脂管を用いて作製することにより、水の流れを可視化できるとともに、サイホン現象や空気溜まりの動きなどを見ることができることから、実放水や給水活動技術の教育訓練に有効活用しようとするもの。
平成30年	総務省消防庁 優秀賞	外国語に対応した車外マイクの機能強化について	緊急走行時に居合わせた外国人観光客に退避行動を促すため、救急車の車外マイクに外国語（英語、中国語、ハングル）の注意喚起アナウンスを搭載のうえ実際に使用し、アンケート調査による検証を行ったもの。
平成30年	総務省消防庁 奨励賞	空気噴射消火器とその圧力で作動する標的を用いた屋内での訓練指導方策の考察	小規模飲食店等からの火災減少につなげるため、一人で持ち運びができ、屋内などの狭い場所でも水を使わず、容易に訓練の指導ができる訓練用器材を作成し、効果的な指導方策について研究したもの。
平成29年	全国消防協会 最優秀賞	査察員教養シミュレーション動画の作成とその効果の検証について	新任査察員の現場査察の経験不足を補い、査察力を向上させることを目的として、査察員教養シミュレーション動画を試作し、効果を検証したもの。
平成29年	総務省消防庁 優秀賞	火災動画等を利用した筒先部署位置研修法の一考察について	ミニチュア建物燃焼実験動画及び火災現場動画を活用した筒先部署位置についての研修方法を研究したもの。
平成27年	総務省消防庁 優秀賞	積載型静電気拡散性オイルパンの開発について	導電性のコンテナとフィルムを用いることで、ガソリン等の流出時に発生する静電気を拡散させるとともに、コンテナと路面等の接触による火花の発生をなくすことで、出火の危険性を減らし、持ち運びも容易にする研究を行ったもの。
平成27年	全国消防協会 優賞	マスキングシートを活用した財産保護活動について	塗装作業等に用いられるマスキングシートを使用することで、火災現場での水損及び汚損防止活動を速やかに行うことが可能となる研究を行ったもの。

■ 受賞作品写真紹介（抜粋）

- 透明吸管による可視化の効果及び教育ツールとしての展開



作製した透明吸管



- 査察員教養シミュレーション動画の作成とその効果の検証について



- 火災動画等を利用した筒先部署位置研修法の一考察について



- 積載型静電気拡散性オイルパンの開発について



従来のオイルパン



研究作品の折りたたみ状況及び展開した状況

- マスキングシートを活用した財産保護活動について



マスカー



マスカーを使用しての養生

■ 受賞歴一覧

応募先	年度	区分	タイトル	賞の区分
全国消防協会	S50	機器	自動ガス遮断器の研究試作について	優賞
			シャッターの破壊方策について	努力賞
			非常用進入窓の実態について	努力賞
	S51	機器	大型はしご車のはしご先端位置確認燈の設置について	秀賞
			化学泡使用後における消泡剤の活用について	秀賞
		論文	子どもの火遊びの心理について	努力賞
			広告マッチの行方調査	努力賞
	S52	機器	消防用ホースの差込式結合金具の改良について	秀賞
			既設のガス風呂釜に設置できる空だき発見器及び防止器について	秀賞
			電熱式感知器加熱試験器の試作について	優賞
		論文	松皮ぶきの燃焼について	優賞
			たばこによる可燃物の着火実験結果	優賞
			板ガラス破損時における飛散の実態と対策について	努力賞
	S53	機器	ろうあ者用火災感知器の考案について	秀賞
			天ふら鍋の改良について	優賞
		論文	幼児の防火指導について	秀賞
			たばこによる寝具の着火性	努力賞
	S54	論文	消防自動車等の視界と（死角）と安全運行について	努力賞
	S55	機器	救助検索棒の試作について	秀賞
			赤色表示灯の改良について	秀賞
			煙感知器試験器の試作について	努力賞
			誘導灯の非常電源の定期自動点検機器の開発について	努力賞
	S56	機器	警報装置付「天ふら揚簀」の試作について	優賞
		論文	静電気除去対策について	努力賞
	S57	機器	大型はしご車の梯上等高所活動時の墜落防止装置の試作について	秀賞
			改良型安全ベルトの試作について	優賞
		論文	身体障害者に対する防火指導の一方策について	秀賞
			油なべ火災用消火剤に関する一考察について	優賞
			簡易な間仕切壁等によるスプリンクラー散水障害について	優賞
	S58	機器	移動式ホースラックの考案について	秀賞
			自動火災報知設備の非火災報防止装置の試作について	優賞
			吸水シートの試作について	優賞
		論文	防ぎょ活動と体力について	最優秀賞
			水損防止に対する一考案について	秀賞
			安全な「しみ落とし用溶剤」の開発について	優賞
	S59	機器	ミニチュア油なべ火災実験器の試作について	秀賞
			電気ストーブに可燃物が触れた場合に通電を断にするための方策について	優賞

応募先	年度	区分	タイトル	賞の区分
全国消防協会	S59	論文	虫による煙感知器の非火災報防止対策について	最優秀賞
			スピーカーの耐熱性向上の一方策について	秀賞
	S60	論文	地中埋設配管の腐食防止に関する研究について	優賞
	S61	論文	イメージ・トレーニングの効果	最優秀賞
			洞道、ダクト等の火災における消火方法の考察	優賞
	S62	機器	石油ストーブ用カートリッジタンクの改良について	優賞
			閉鎖不良防火戸の修正が出来るヒンジの開発について	優賞
		論文	火災シミュレーションを取り入れた防火指導の一考察	最優秀賞
			屋内消火栓音声案内装置の試作及びその効果について	秀賞
			病院における避難計画評価方法の考察について	優賞
	S63	機器	水圧回転式乳化処理機の試作について	優賞
		論文	火災発生時におけるコンピューターによる水利選定の一考察について	最優秀賞
			高齢化対策としての装備の軽量化とその効果について	秀賞
			訓練用泡混合装置の試作について	優賞
	H1	機器	高所及び低所における救助器具の応用開発について	優賞
		論文	必要ポンプ台数を決定するための方策（シミュレーション手法）について	最優秀賞
			災害現場活動における活動筋群の研究と消防ウエイトトレーニングについて	秀賞
	H2	機器	消火シミュレーターの開発について	秀賞
		論文	火災危険予知シミュレーションビデオの開発について	最優秀賞
			災害現場用ゴム長靴のフィット化について	優賞
	H3	機器	常時閉鎖式防火戸開放警報装置の開発について	秀賞
			エマージェンシーコール（自動警報発信）の試作について	秀賞
		論文	防火戸における色彩学的考察	秀賞
	H4	論文	災害現場活動等に対する教育用ビデオの作成について	秀賞
	H5	機器	防煙防火ロールアップスクリーンの試作	最優秀賞
			空気呼吸器の改良について	秀賞
			MULTIFARIOUS CASE 対応型誘導灯の試作について	優賞
		論文	防火戸の閉鎖障害排除の考察について	最優秀賞
	H6	機器	階段用搬送具の開発について	秀賞
			電気ストーブに可燃物が接近した場合の安全装置の開発について	優賞
			てんぷら鍋火災実験器の改良	優賞
		論文	マニュアル検証訓練（4項関係）の実施方法に係る一方策について	最優秀賞
	H7	論文	大規模建築物等の工事における火災危険度評価と防火診断に関する研究	秀賞
	H8	論文	ガソリン流出事故に対する一方策について	優賞
総務省消防庁	H9	論文	大規模事故における救急搬送シミュレーションの実施について	優秀賞

応募先	年度	区分	タイトル	賞の区分
総務省消防庁	H9	論文	「地域社会の防火・防災力の向上に関する研究」=木造密集地域の危険度評価体系の確立と検証=	優秀賞
全国消防協会		機器	住宅用防災機器の普及方策と器具の試作	優賞
		論文	外国の方々に分かる消火器使用方法の表示と訓練	優賞
総務省消防庁	H10	論文	木造共同住宅に対する火災予防対策について	優秀賞
文化財(美術工芸品)の防火・消防活動対策に関する考察			優秀賞	
全国消防協会		機器	操作要領の絵文字化(消防用設備等の標識・操作要領表示の改良)	優秀賞
		高所活動用ホース固定器具の開発について	優賞	
	論文	住宅用火災警報器の普及並びに設置場所に関する一考察	秀賞	
総務省消防庁	H11	機器	ラリングアルマスク固定補助器具の開発について	優秀賞
			災害現場活動靴の改良	優秀賞
		論文	都市型水害用インスタント水のうの開発	優秀賞
			残存危険物の測定方法にかかる研究について	優秀賞
			出火危険を防ぐための高齢者が使いやすい差込みプラグの改良について	優秀賞
		全国消防協会	機器	鉄扉等の鋼製扉の効率的な開放方法について
論文			熱・煙複合光電式スポット型感知器による非火災報対策について	最優秀賞
	救命処置時の説明のあり方と接遇要領の一方策	秀賞		
総務省消防庁	H12	論文	文化財を火災から守るために仏像等の文化財搬出・防災対策に関する研究	優秀賞
初期消火効力の向上策に関する研究			優秀賞	
全国消防協会		機器	持運びが便利な危険物実験装置及び収納ケースの試作について	優賞
		サージカルテープカッターの試作について	優賞	
		論文	ゲーム手法等を取入れた防火及び自主防災指導について	優賞
総務省消防庁	H13	論文	環境にやさしい油流出事故の処理方法について	優秀賞
中高層建物におけるサイホン現象を利用した水損防止について			優秀賞	
水損防止に関する一方策			奨励賞	
全国消防協会		機器	伸縮自在型救助用当て木の試作について	優賞
		論文	広域的災害時における初期の自主防災活動要領について	秀賞
総務省消防庁	H14	論文	パソコンで作る幼児の防火教育用「ビデオ絵本」の作成について	優秀賞
全国消防協会		機器	障害突破式防火設備の開発について	秀賞
		論文	現場活動における高酸素濃度ガスの効果について	秀賞
			スクープストレッチャーの冷たさが傷病者に与える影響についての一考察	優賞
総務省消防庁	H15	機器	(※西京消防団)傾斜矯正付小型動力ポンプ用台座の開発	優秀賞
			ダンプカー等から土砂を直接投入できる土のう作成機の試作について	優秀賞
		論文	視覚障害者用、手の平感覚による避難誘導装置の考察	奨励賞
			小学生を対象とした普通救命講習について	奨励賞

応募先	年度	区分	タイトル	賞の区分
全国消防協会	H15	論文	発光物質（ゲル状）を活用した危険ゾーン明示についての考案	優賞
総務省消防庁	H16	論文	高所から低所への放水体形について	優秀賞
全国消防協会	H17	論文	事業所における応急手当の向上についての一考察	秀賞
総務省消防庁		機器	防火水槽の蓋を容易に開放できる器具の開発について	優賞
			可搬式小型動力ポンプソーラー充電の考案（試作）について	優秀賞
		論文	大人に対する防火広報に用いるパネルシアターの作成とその有効性について	優秀賞
			「春夏秋冬、車を降りた時の静電気を一年を通じて測定した結果」とその活用の一考察について	優秀賞
全国消防協会	論文	化学泡消火器の訓練指導用薬剤についての考察	優秀賞	
		簡易にできる油分検出及び数値化による分析方法について	秀賞	
	機器	簡先進入技術等の伝承の一方策について	優賞	
総務省消防庁	H18	機器	住宅用火災警報器の設置推進用説明キットの作成について	秀賞
			ホースラインや歩道の段差等を安全に乗り越え可能なホースカーの改良	優秀賞
		論文	聴覚障害者用住宅火災警報器の付属装置の開発について	優秀賞
			ガスこんろの過熱防止装置と天ぷらなべ火災に関する考察	優秀賞
			防火かるたを活用した子どもワークショップの手法について	優秀賞
総務省消防庁	H19	論文	住宅用火災警報器は高齢者世帯にどこまで有効か	奨励賞
			ゲーム感覚を取り入れたタウンウォッチングについて	優秀賞
総務省消防庁	H20	論文	より迅速かつ的確な放水活動を行うための「トレーニングシートの作成」について	優秀賞
			潜水検索時の安全策の考察について	優秀賞
全国消防協会	H21	機器	文化財の搬出計画に関する考察-文化財セーフティカードと文化財トリアージタグを活用した搬出活動-	優秀賞
			要救助者等のプライバシー保護用シートの作製について	最優秀賞
			担架使用時の体のずれを防止する器具「マルチ式フットストッパー」の試作について	秀賞
			救急指導アイテム「胸骨圧迫補助シート」の試作について	秀賞
総務省消防庁	H22	論文	簡先の角度を容易に変えることのできるホースの開発について	優賞
			観光ガイドによる文化財の震災対策に関する考察-観光ガイドは文化財のバイスタンダー-	優秀賞
全国消防協会	H23	機器	救急活動における接遇についての一考察	優秀賞
			「外国語対応救急活動シート」の改良について	優賞
			救助ロープ用投下袋を活用した乳幼児用縛帯の試作について	秀賞
総務省消防庁	H24	論文	光を発するマーキング災害現場対応「可変式マーカー」の試作について	秀賞
			事業所における住宅用火災警報器の設置促進に関する考察-住宅用火災警報器の100%設置を目指して-	優秀賞
全国消防協会	H25	論文	緊急走行の実写動画を活用した運転技術教育資料の作成	優賞

応募先	年度	区分	タイトル	賞の区分
全国消防協会	H23	論文	義務化後における住宅用火災警報器の設置指導に関する考察 ―壁設置の強調による未設置世帯の解消―	優賞
総務省消防庁		機器	ガンタイプノズルの安全性・利便性を向上させる改良について ～放水形状・放水量の各調整部分にグリップ等を付加～	優賞
			水難検索棒の試作について	優秀賞
総務省消防庁	H24	論文	ホースの曲折が放水量に及ぼす影響に関する実験と考察	優秀賞
救命講習のあり方についての一考察			優秀賞	
連結送水管への効果的な中継体形に関する考察と実証実験			優秀賞	
防災管理義務対象物における容易性・実効性を高めた防災訓練の開発とその実施結果～スーパーDIG～			優秀賞	
全国消防協会	H25	論文	検査員の技能向上を目的とする情報共有システムの構築について―過去の情報資産を活用した効率のよい手法―	最優秀賞
総務省消防庁		機器	面体着装時の無線音声を明瞭にするマイクロフォンの改良について	最優秀賞
		論文	水深が浅く狭小な用水路におけるホースバックを活用した吸水活動及び表面流速の簡易計測により流量を導出する方法について	優秀賞
			水流式排煙装置を活用した文化財保護戦術の構築	優秀賞
			全国消防協会	H26
総務省消防庁	道路狭あい地域における消防戦術について～逆引きによる消火栓への水利部署に関する検証～	優秀賞		
	予防業務における人材育成の変革：新任建築検査員が的確に検査を実施するためのチェックリストを核とした教育ツールの構築	優秀賞		
	全国消防協会	H27	論文	
総務省消防庁	機器		積載型静電気拡散性オイルパンの開発について	優秀賞
全国消防協会	H29	論文	査察員教養シミュレーション動画の作成とその効果の検証について	最優秀賞
総務省消防庁			火災動画等を利用した筒先部署位置研修法の一考察	優秀賞
全国消防協会	H30	機器	透明吸管による可視化の効果及び教育ツールとしての展開	優賞
総務省消防庁		論文	外国語に対応した車外マイクの機能強化について	優秀賞
			空気噴射消火器とその圧力で作動する標的を用いた屋内での訓練指導方策の考察	奨励賞

広報・広聴活動

市民の皆様と共に、消防行政を効果的に推進するため、日頃から「市民の声」に耳を傾けるとともに、市民の皆様が知りたい情報、暮らしの安全確保に役立つ情報などをタイムリーに提供して、消防行政への理解と協力が得られるよう、積極的な広報・広聴活動を実施しています。

主な広報活動

■ 市民しんぶんや報道機関等を通じた広報

各種事業や防火防災行事等について、市民しんぶんへの掲載や、市政記者クラブ等を通じた新聞・テレビ等の報道機関への広報発表を行っています。

■ 印刷物やビデオ等を通じた広報

防火運動の推進や防災知識の普及啓発等を積極的に行うため、消防局や消防署でポスター、ビラ、リーフレット等の印刷物を作成し、防火・防災行事など様々な機会に活用しています。

また、消防署や市民防災センター等における消防を紹介するオリジナルビデオの上映や、写真・イラストによる広報パネル等の展示により、広く市民の皆様へ防火・防災を呼び掛けています。

■ インターネットによる情報発信

平成9年7月に消防局ホームページを、平成22年1月には消防局ホームページモバイル版を開設し、防火・防災情報の発信を行っています。市民の皆様にとって更に使いやすく見やすいものとするため、音声読上げ、文字拡大、配色変更などの機能を有し、高齢者や障害のある方々にも使いやすいように更なる充実を図り、防火・防災情報をあらゆる市民の方々へ的確に発信するよう努めています。また、平成25年10月からは消防局フェイスブック及びツイッターを開設し、タイムリーな情報発信を行っています。



■ 災害情報自動案内システム

平成 27 年 5 月から、災害情報自動案内システムの運用を開始し、災害発生場所等の情報を京都市消防局のホームページに掲載しています。



■ 国際交流・視察研修等

各種団体や国内外の行政関係者などによる消防庁舎、機械器具、組織運営等についての視察研修を受け入れ、消防防災業務を分かりやすく説明し、当局の消防行政への理解と認識が深まるよう努めています。



主な広聴活動

市長への手紙をはじめ、コールセンターへの問合せ、消防の相談電話、Eメール、防火防災指導等を通じて市民の皆様から寄せられた要望や苦情、問合せ等を受け付けています。

消 防 音 楽 隊 の 活 動

消防音楽隊の活動

消防音楽隊は、昭和30年12月に発足しました。

音楽を通じて、「ひと・まちの『絆』でつくる安心都市・京都」の実現を目指し、市内5箇所（キタオオジタウン、ゼスト御池、京都駅前地下街ホルタ、イオンモール京都桂川、ハセオダイゴロー）で毎月開催している「防火ふれあいコンサート」をはじめ、市内各地で実施される防火・防災行事等に出場し、音楽を織り交ぜながら市民の皆様に防火・防災を呼び掛けています。

平成28年からは、京都市民共済生活協同組合と共催で「京都市消防音楽隊 京(みやこ)コンサート～つなげよう 防火・防災の絆～」を年1回実施し、市民の皆様の防火・防災意識をより一層高めていただいています。

また、パネルシアターや替え歌を取り入れるなど分かりやすい防火・防災啓発をモットーに、演奏会場の広さに応じた演奏形態や、対象者の年代等に合わせた演奏プログラムで柔軟に対応し、市民の皆様との「ふれあい」を大切に、きめ細かな活動を行っています。



消防カラーガード隊の活動

京都市消防カラーガード隊は、昭和61年5月に発足しました。

女性消防団員により編成され、「きょうとファイヤーエンジェルス」の愛称で、ストレートトランペットやフラッグなどを用いて、消防音楽隊の演奏に合わせて華やかな演技を披露し、防火・防災の啓発活動に努めています。



消防装備・安全運転教育・車両整備等

消防装備

災害現場活動に必要な消防装備の各種点検や更新、空気呼吸器等の高圧空気の製造充填を行い、消防装備の充実強化を図るとともに、大規模災害や特殊災害に対応するため、消防活動総合センターに備蓄倉庫を設け、消防器材や化学消火薬剤等を一元管理して、あらゆる災害に対して直ちに供給できる体制を整えています。

■ 備蓄消防装備

消防活動総合センターの備蓄倉庫では、京都市内での大規模災害発生時に備えて備蓄消防装備の保管と管理を行っています。

また、支援課特別装備隊が、災害現場で不足している消防器材や化学消火薬剤等を迅速に災害現場へ搬送する体制を整えています。

大規模災害用器材	小型動力ポンプ、コンクリート粉砕器具、削岩機、エンジンカッター、チェーンソー、空気呼吸器、空気ポンペ、酸素ポンペ、立入禁止表示テープ、エアータント、可搬式組立水槽等
化学消火薬剤	メガフォーム、ドライケミカル、ハイフォーム、浸透剤
水災用器材	越水止め水のう、河川等止水シート、丸シャベル、つるはし、両口ハンマー等



備蓄倉庫



定置式空気製造施設

安全運転教育等

消防車等の運転技術の維持向上を目指し、安全運転教育や訓練を実施するとともに、交通事故防止対策にも積極的に取り組み、併せて操作技術を向上させるための技術指導を行っています。



項 目	主 な 実 施 場 所
職場における安全運転教育 (安全運転管理者・外部講師等)	各 消 防 署
安全衛生委員会等における検討	各 消 防 署
危険予知訓練	各 消 防 署
交通事故防止の事例検討	各 消 防 署
安全運転技能向上訓練(機動二輪車)	消防活動総合センター
学校教育における安全運転教育	消防活動総合センター
消防機械操作指導	消防活動総合センター

車両等整備状況

消防活動総合センターの車両整備工場では、近畿運輸局の指定自動車整備工場の認定を受けており、継続検査整備、定期点検整備(3箇月点検、12箇月点検、24箇月点検)や臨時整備を実施するとともに、消防ポンプやはしご車、化学車等の特殊装備の点検整備も行っています。

また、市内各消防署では、整備管理補助者により、各所属配置の消防車両等の定期点検(6箇月)を行っています。



市民防災センター

災害から生命や暮らしを守るためには、市民の皆様一人一人が、普段から我が家、我がまちを災害から守るという心構えを持ち、災害に強いまちづくり、人づくりに努めることが大切です。

市民防災センターは、市民の皆様に、災害の疑似体験を通じて、防災に関する知識や技術を身に着けていただき、防災行動力の向上を図ることを目的とした施設として、平成7年9月1日に開館しました。また、よりタイムリーな情報発信につとめており、平成30年7月には地震体験室をリニューアルしました。

市民防災体験の科目と内容

■ 体験プログラム

映像体験室	京都の地震をはじめとした各種災害の歴史や恐ろしさ等について紹介します。
地震体験室	震度7までの横揺れの体験や、緊急地震速報と連動した地震を体験し、地震発生時の心構えと日頃の備えについて考えていただきます。
消火訓練室	モニターに火災の映像を映写し、訓練用消火器や屋内消火栓で消火します。
総合訓練室	物品販売店舗やホテル、共同住宅など様々に設定できる模擬建物内で火災発生時の行動手順についての総合的な訓練を行います。
強風体験室	強風発生装置により、風速32mの強風下における行動の困難性を体験します。
避難体験室	ホテル火災をリアルに再現し、普段経験できない煙の中の避難行動を体験します。
都市型水害体験コーナー (4Dシアター 迫りくる地下街の恐怖)	4D(立体映像+座席振動)で地下街への浸水の恐怖を表現し、水災害発生時の行動について考えていただきます。
くらしの安全コーナー (応急手当体験)	救急訓練人形を使用して、応急手当の要領を実習します。



市民防災センター



地震体験室



避難体験室



4Dシアター 迫りくる地下街の恐怖

■ 自由体験コーナー



都市型水害体験コーナー



キッズ・ファイヤーランド（出動!! こども消防隊、消防士に変身!!）



防災行動体験コーナー



通報訓練コーナー



くらしの安全コーナー



消防ヘリコプター（シミュレーター・エアレスキューパイロット）

防火・防災指導

「防災週間」や「防災とボランティア週間」、学校等の休み期間中に、講演会や防災フェア等のイベントを開催し、防火・防災思想の普及啓発を図っています。

各種講習

事業所における防火管理・防災管理に必要な知識や技能を習得していただくための講習や、応急手当普及の一翼を担っていただく方を養成するための講習を実施しています。

- 甲種防火管理講習（新規講習・再講習）
- 乙種防火管理講習
- 防災管理講習（新規講習・再講習）
- 防火・防災管理講習（新規講習・再講習）
- 自衛消防業務講習（新規講習・再講習）
- 防火対象物点検資格者講習（本講習・再講習）
- 防災管理点検資格者講習（新規講習・再講習）
- 防火・防災管理業務受託法人等教育担当者講習
- 応急手当普及員講習（本講習・再講習）
- 普通救命講習
- 上級救命講習